

【表紙】

| | |
|---|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成25年9月4日提出 |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | CEO兼執行役会長兼社長 岩崎俊博 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3241-9511 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | 第10回 野村短期公社債ファンド なお、「野村短期公社債ファンド 第10回」という場合があります。 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 継続募集額(平成25年9月20日から平成25年10月17日まで) 1,000億円を上限とします。 *なお、当ファンドは、年1回の決算日(原則として10月19日、当該日が休業日の場合は翌営業日)を取得申込みの約定日とし、決算日前の約1ヶ月間を原則として取得申込み可能な期間として募集を行ないます。継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

第10回 野村短期公社債ファンド

(以下「ファンド」といいます。なお、「野村短期公社債ファンド 第10回」という場合があります。)

ファンドの名称中の「短期公社債ファンド」とは、短期の公社債に投資するファンドというものではなく、実質的に「公社債」に投資し、日本円の「短期」金利水準(日本円1年金利)を上回る投資成果を目指すファンドという主旨で、名づけております。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

申込約定日(ファンドの決算日)の基準価額 とします。

追加設定は、年1回の決算日を申込約定日とし、その翌営業日に行ないます。今回申込分の申込約定日は平成25年10月21日です。

なお、販売会社が定める時間までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを今回申込分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

| | |
|--------------------------------|---|
| 一般コース (分配金を受取るコース) | 1万口以上1万口単位(当初元本1口 = 1円)または 1万円以上1円単位 |
| 自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース) | 1万円以上1円単位 |

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成25年9月20日から平成25年10月17日まで

ファンドは、年1回の決算日(原則として10月19日、当該日が休業日の場合は翌営業日)を取得申込みの約定日とし、決算日前の約1ヶ月間を原則として取得申込み可能な期間として募集を行いません。なお、各取得申込期間の最終日は、各々ファンドの決算日の直前の外国ファンド営業日(ニューヨーク、ルクセンブルグ、東京における銀行および証券会社(東京においては第一種金融商品取引業者)の営業日)の前外国ファンド営業日としております。

各取得申込期間は、有価証券届出書提出日現在の情報に基づいて定めます。したがって、海外の銀行等の休業日に変更となった場合には、各取得申込期間が短縮される場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

原則として、申込約定日(決算日)から起算して3営業日目までに申込代金を申込の販売会社にお支払ください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(以下「自動けいぞく投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

受益権の申込みを行なう投資者は、取得申込をする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し及び延期

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および取得申込みの受付を延期(取得申込約定日が延期されます。ただし、各取得申込期間の最終日は延期されません。)する場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

米国ドル建て債券(米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など)を中心とする内外の公社債を
実質的な主要投資対象¹とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうことを基本としま
す。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図るこ
を旨とします。

各期毎に、各期初の日本円1年金利²の水準を上回る投資成果を目指します。

日本円1年LIBORをベンチマークとします。

- 1 ファンドは、円建ての外国籍の投資信託である「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」と、
円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オ
ブ・ファンズ方式で運用します。
「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味で
す。
- 2 各期毎に、ファンドが目指す各期初の日本円1年金利に対する超過収益率を定めます。
各期初の日本円1年金利は、当面、各期初以降、ロンドンにおいて公表される日本円1年LIBORとしま
す。

信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することがで
きます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（第10回 野村短期公社債ファンド）

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| 追加型 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|--------------------------------------|--------------|---------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 | 日本 北米 欧州 アジア オセアニア | ファミリーファンド | あり (フルヘッジ) |
| 不動産投信 | その他 () | 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)) | | | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | | |

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しておりま

す。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型... 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型... 目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

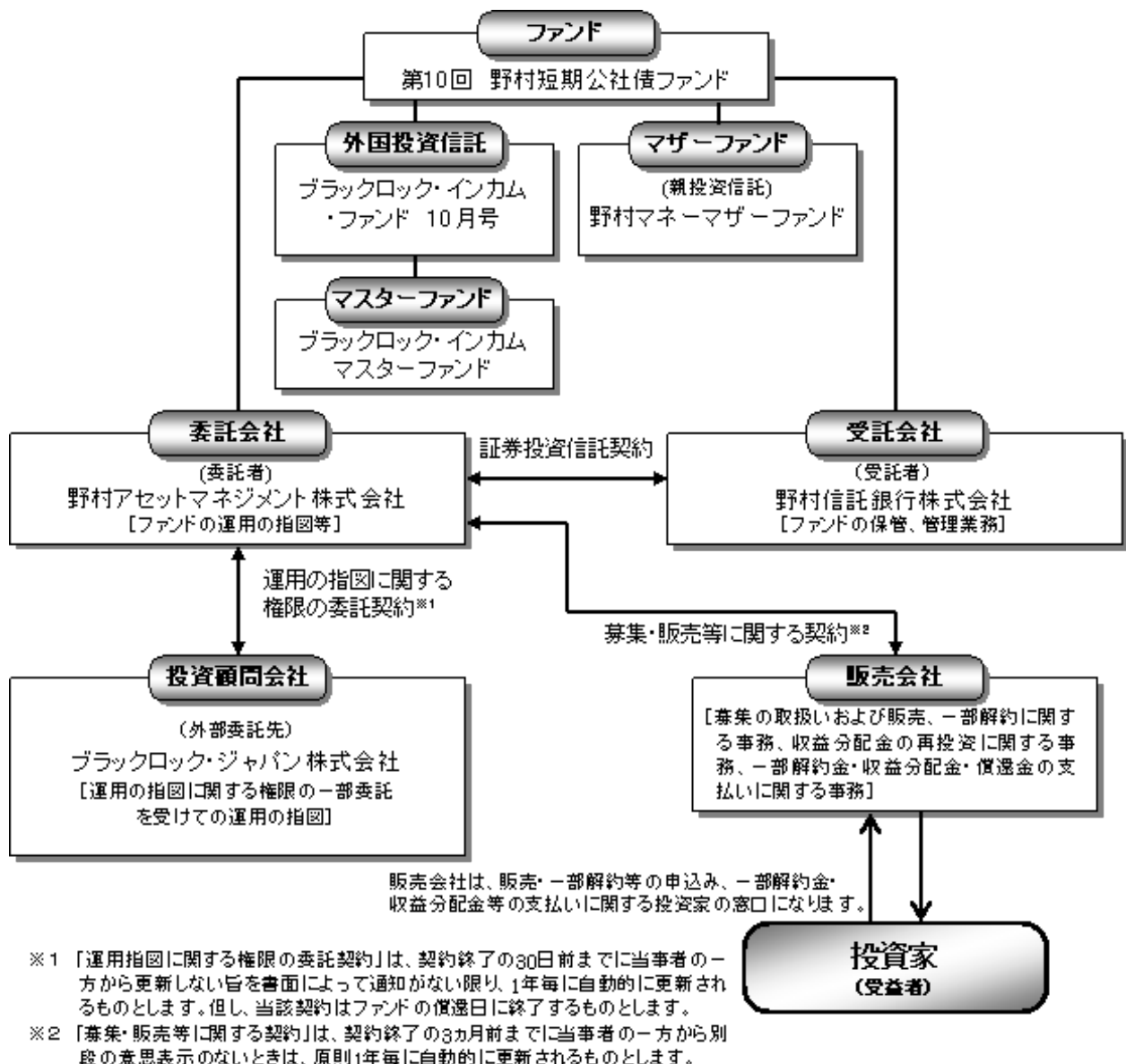
[特殊型]

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

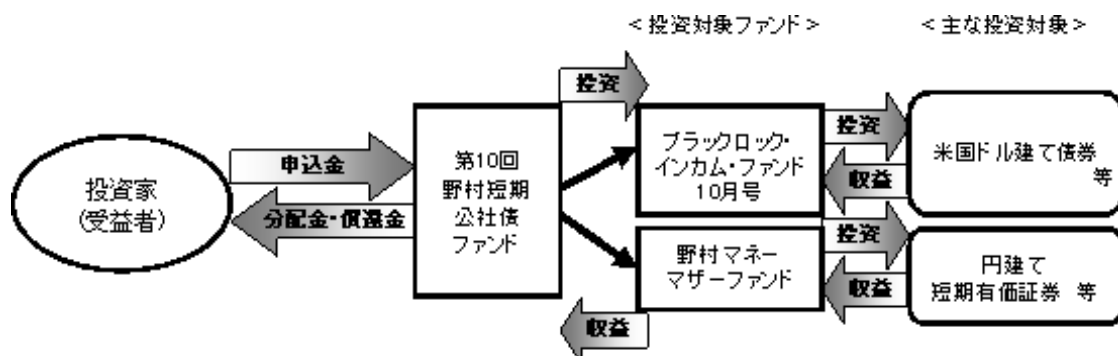
平成14年10月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



ファンド・オブ・ファンズ方式について

ファンドは「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」および「野村マネー マスターファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」は、実際は「ブラックロック・インカム マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等に実質的に投資を行います。

委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成25年7月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村ア

セット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日

委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成25年7月末現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |

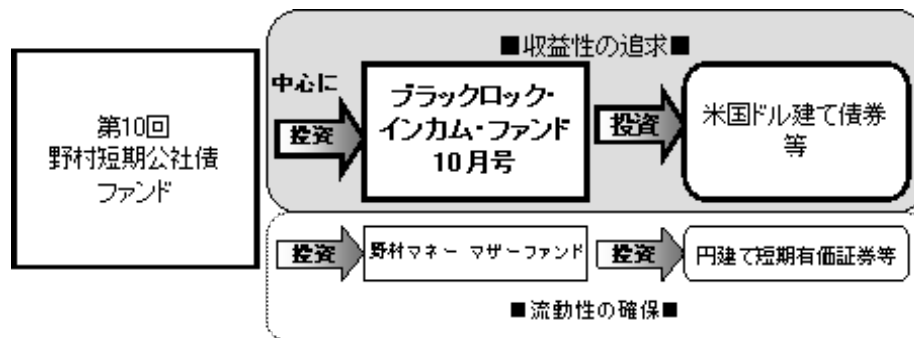
2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] 「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」への投資を通じて主に収益性の追求を図り、「野村マネー マザーファンド」への投資を通じて主に流動性の確保を図ります。

「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の場合においては、「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」への投資を中心としますが、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

通常の場合においては、「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



- ・「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」は、実際は「ブラックロック・インカム マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等に実質的に投資を行ないます。詳しくは後述の「(参考)」の『[1]投資対象とする外国投資信託について』及び『[2]外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」および「ブラックロック・インカム マスターファンド」の投資目的等について』をご参照ください。
- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。詳しくは「(参考)[3]マザーファンドの概要」をご参照ください。

[2] ファンドの実質的なポートフォリオの主な特徴は以下の通りです。

| | |
|---------|--|
| 金利変動リスク | ・ポートフォリオのデュレーションは、通常、-0.5年～+1.75年の範囲内に維持することを基本とします。 |
| 信用リスク | ・ポートフォリオの平均格付は、通常、A+以上とします。 ・主として投資時点において、BBB - 相当以上の格付を有する公社債(投資適格格付公社債)に投資します。 ・投資適格格付未達の公社債への投資は、純資産総額の5%以内とし、B - 相当以上の格付を有する公社債に限り投資できるものとします。 |
| 為替リスク | ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。 |

詳しくは後述の「(参考)」の『[1]投資対象とする外国投資信託について』及び『[2]外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」および「ブラックロック・インカム マスターファンド」の投資目的等について』をご参照ください。

[3]各期毎に、各期初の日本円1年金利 の水準を上回る投資成果を目指します。

各期毎に、ファンドが目指す各期初の日本円1年金利に対する超過収益率を定めます。

各期初の日本円1年金利は、当面、各期初以降、ロンドンにおいて公表される日本円1年LIBORとします。

なお、ファンドは、日本円1年LIBORをベンチマークとします。

第12期(平成25年10月22日から平成26年10月20日)に

ファンドが目指す日本円1年金利の水準に対する超過収益率について

ファンドは、各期毎に、各期初の日本円1年金利の水準を上回る投資成果を目指して運用を行なうことを基本とします。

各期毎にファンドが目指す各期初の日本円1年金利の水準に対する超過収益率（以下、「ファンドが目指す超過収益率」といいます。）は、各前期末までに、投資環境、ブラックロック・インカム・ファンド 10月号が運用の目標とする日本円1年金利の水準に対する超過収益率などを勘案して決定します。

当期初の日本円1年金利の水準は、当期初以降に決定されます。

(平成25年8月23日現在の日本円1年金利の水準は、0.41%です。この水準は、金融情勢等によっては当期初の日本円1年金利の水準と異なる場合がありますのでご留意下さい。)

平成25年8月23日に、投資環境およびブラックロック・インカム・ファンド 10月号が運用の目標とする日本円1年金利の水準に対する超過収益率などを勘案して決定した、第12期の「ファンドが目指す超過収益率」は、+0.4%です。

| | | | | |
|----------------------------|---|----------------------|---|-------------------------|
| 各期毎に 「ファンドが目指す 投資成果」 | = | 各期初の 「日本円1年金利の水準」 | + | 各期毎に 「ファンドが目指す超過収益率」 |
|----------------------------|---|----------------------|---|-------------------------|

ファンドは、主としてブラックロック・インカム・ファンド 10月号における様々な投資を通じて、金利変動リスク、期限前償還リスク(キャッシュフローリスク)および信用リスク(デフォルトリスク)等のリスクを実質的に負担することになります。

ファンドの実際の投資成果について

ファンドは、日本円1年金利の水準を上回る投資成果を目指しますが、ファンドが目指す投資成果の実現を含め、期中・期末における一定の投資成果を保証するものではありません。

ファンドの実際の投資成果は、期中および期末の基準価額によって変動します。ファンドの基準価額は、主として外国投資信託の運用実績によって変動しますので、ファンドの実際の投資成果は各期毎にファンドが目指す投資成果を上回る場合または下回る場合があります。

ファンドの実際の投資成果は、期初の日本円1年金利の水準を下回る場合、さらにはマイナスになる場合もあります。

ファンドが各期毎に目指す投資成果を達成することができなくなる主要な要因としては、外国投資信託がその投資目標を実現できなかった場合や、資金動向等により外国投資信託への投資比率が低下した場合が想定されます。

各期毎にファンドが目指す超過収益率および各期毎にファンドが目指す投資成果は、每期異なりますので、ご留意下さい。

期初の日本円1年金利の水準は、お申込みの販売会社にお問い合わせくだされば、お知らせいたします。ただし、各期初の日本円1年金利は、当面、各期初以降、ロンドンにおいて公表される日本円1年LIBORとしますので、ロンドンの銀行が休業日の場合など、決定が遅れる場合があります。

[4] 「ブラックロック・ジャパン株式会社」に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

運用にあたっては、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲 : 外国投資信託受益証券の運用
委託先名称 : ブラックロック・ジャパン株式会社
委託先所在地 : 東京都 千代田区
委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、年10,000分の9以内の率で、当面、次の率を乗じて得た額とします。ただし、年10,000分の9の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。

| 平均純資産総額 | 率 |
|------------|------------|
| 500億円以下の部分 | 年10,000分の6 |
| 500億円超の部分 | 年10,000分の4 |

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

米国ドル建て債券（米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など）を中心とする内外の公社債を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、円建ての外国籍の投資信託である「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」（ケイマン諸島籍）および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

| | |
|-------------|---|
| 米国の国債・政府機関債 | 米国および米国の政府機関によって発行される債券 |
| MBS | 個人住宅ローン債権を裏付けとして発行される債券 |
| CMBS | 産業・倉庫不動産、オフィスビル、店舗およびショッピング・モール、集合住宅、共同アパートメント、ホテルおよびモーテル、養護施設、病院、老人ホームおよび農業施設等の商業用不動産を担保にしたローン債権を裏付けとして発行される債券 |
| ABS | クレジットカード債権、自動車ローン、ホームエクイティローンなどの債権を裏付けとして発行される債券 |
| 社債 | 企業等によって発行される債券 |

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類（約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲（約款第21条第1項）

委託者（委託者から運用の権限委託を受けた者を含みます。以下、「金融商品の指図範囲」から「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (5)投資制限」までにおいて同じ。）は、信託金を、主として円建の外国投資信託であるBlackRock Income Fund October Series（以下「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」といいます。）および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債

等を除きます。)

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

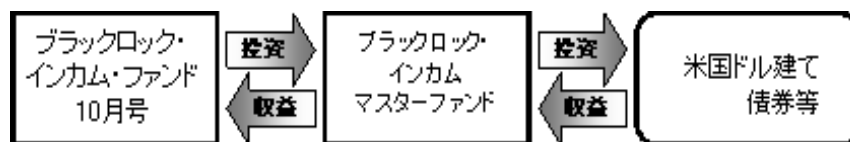
1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「（2）投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)

[1]投資対象とする外国投資信託について

《ブラックロック・インカム・ファンド 10月号の概要》

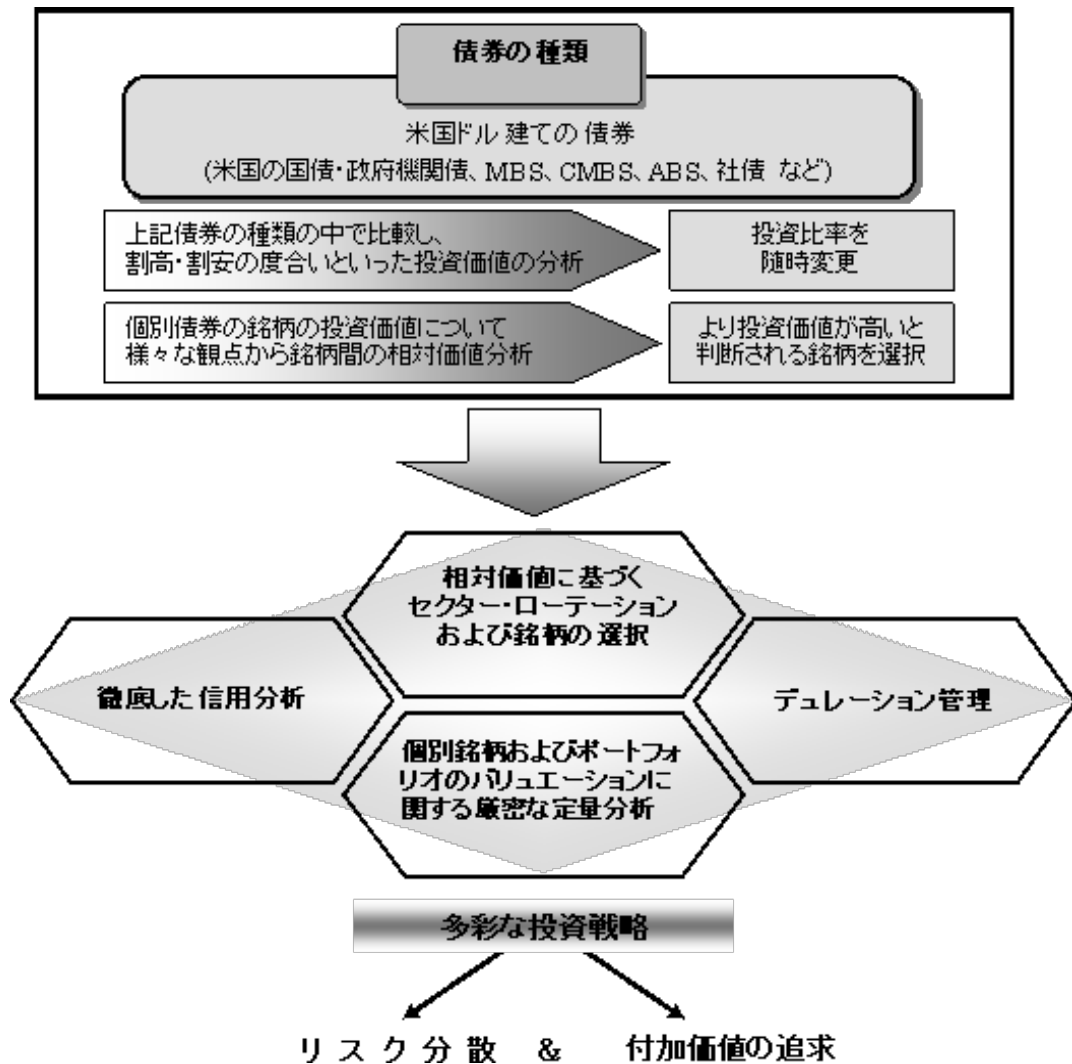
米国のBlackRock Financial Management Inc.(ブラックロック ファイナンシャル マネジメント インク：ブラックロック社)が運用を行なう、ケイマン諸島籍の外国投資信託です。主として「ブラックロック・インカム マスターファンド」受益証券への投資を通じて、米国ドル建て債券(米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など)により構成される分散ポートフォリオへ実質的に投資することにより、日本円1年LIBORを上回る収益を安定的に達成することを投資目的とします。



「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」は、実際は「ブラックロック・インカム マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等を実質的に投資を行ないます。従って、以下特に断りのない限り、「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」による「米国ドル建ての債券等」への投資についての記述は、「ブラックインカム・マスターファンド」への投資を通じたものを含む実質ベースでの記述です。

ポートフォリオの構築に当たっては、ブラックロック社が培った債券運用のノウハウを活用します。

ブラックロック社は以下の点に重点をおいた投資戦略および意思決定プロセスを用います



ポートフォリオの平均格付は、通常、A+以上とします。

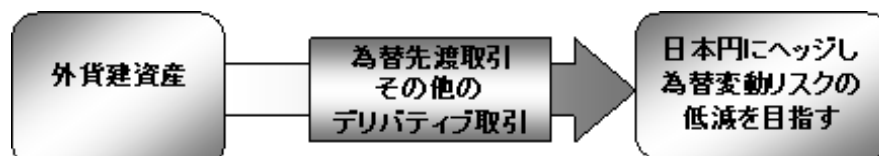
主として投資時点において、BBB - 相当以上の格付を有する公社債(投資適格格付公社債)に投資します。

- ・投資する公社債は、主として、投資時点において、ムーディーズ社、スタンダード・アンド・プアーズ社またはフィッチ社のいずれかからBBB - もしくはそれ以上の格付が付与されているもの、もしくは投資顧問会社(ブラックロック社)がそれらと同等の信用格付状況にあると判断するものとします。
- ・投資適格格付未滿の公社債への投資は、純資産総額の5%以内とし、B - 相当以上の格付を有する公社債に限り投資できるものとします。
- ・格付機関により異なる格付が付与されている場合、その中の高い方の格付と同等の格付をもっているものと見なします。

ポートフォリオのデュレーションは、通常、-0.5年～+1.75年の範囲内に維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を目指します。

- ・通貨エクスポージャー(為替変動リスクにさらされている部分)に関する基本的な方針は、日本円以外の通貨のほとんどすべてのエクスポージャーを為替先渡取引、その他のデリバティブ取引を用いて日本円にヘッジすることです。



外貨建資産について、常時100%ヘッジできるとは限らないため、為替変動リスクが全く排除されるわけではありません。

ブラックロック社について

ブラックロック社の債券運用スタイル

BlackRock Financial Management Inc. (ブラックロック ファイナンシャル マネジメント インク：ブラックロック社)は、顧客のリスク許容度や運用ニーズ、ベンチマークに応じた幅広い債券運用商品を提供しています。

- ・金利変動リスクを厳格に維持・管理
- ・相対価値分析に基づく積極的なセクター・ローテーション

その運用スタイルは、金利の方向性・タイミングに多くを依存せず、デュレーション(金利変動リスク)を一定範囲内に厳格に維持・管理した上で、相対価値分析に基づく積極的なセクター・ローテーションを行なって運用することにあります。

ブラックロック社の債券運用プロセス

下記の分析・管理に基づいて、経験と専門性を有するポートフォリオ・マネージャーが投資判断を行ないます。

- ・相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
- ・デュレーション(金利変動リスク)の管理
- ・証券やポートフォリオの厳密な定量的価値分析

ブラックロック社の会社概要

ブラックロック社は、ブラックロック・インク(BRI)の完全保有子会社です。BRIは、NY証券取引所に上場されています。BRIは、その様々な資産運用子会社(総称して「ブラックロック」といいます。)を通じて投資運用サービスを提供しています。

設 立 : 1988年

事業内容 : 世界中の顧客に、債券・短期金融資産・株式の運用およびオルタナティブ投資のサービスを提供しています。加えて、資本市場に関する知識および専門技術を独自のリスク・マネジメントのシステムおよびテクノロジーと結合させた、リスク・マネジメント・サービスの主要な提供者でもあります。ブラックロック社は、グローバルな投資運用およびリスク・マネジメントのサービス提供における最大手の1つです。

[2]外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」および「ブラックロック・インカム マスターファンド」の投資目的等について

ブラックロック・インカム・ファンド 10月号（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）

「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」は、「ブラックロック・インカム マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等に実質的に投資を行ないます。

| ＜運用の基本方針＞ | |
|-----------|---|
| 主要投資対象 | 米国ドル建て債券（米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など） |
| 投資方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・主として「ブラックロック・インカム マスターファンド」受益証券（以下「マスターファンド」と言います。）への投資を通じて、米国ドル建て債券（米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など）により構成される分散ポートフォリオへ実質的に投資することにより、日本円1年LIBORを上回る収益を安定的に達成することを投資目的とします。 ・ポートフォリオの平均格付は、通常、A+以上とします。 ・主として、投資時点において、BBB - 相当以上の格付を有する公社債（投資適格格付公社債）に投資します。 ?投資する公社債は、主として、投資時点において、ムーディーズ社、スタンダード・アンド・プアーズ社またはフィッチ社のいずれかからBBB - もしくはそれ以上の格付が付与されているもの、もしくは投資顧問会社（ブラックロック社）がそれらと同等の信用格付状況にあると判断するものとします。格付機関により異なる格付が付与されている場合、その中の高い方の格付と同等の格付をもっているものと見なします。 ?投資適格格付未満の公社債への投資は、純資産総額の5%以内とし、B - 相当以上の格付を有する公社債に限り投資できるものとします。 ・ポートフォリオのデュレーションは、通常、- 0.5年 ~ + 1.75年の範囲内に維持することを基本とします。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を目指します。 ・デリバティブの実質的な利用は、ヘッジ目的に限定しません。 |
| 主な投資制限 | <p>ファンドにおいては、以下の投資は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の購入。 2. 商品、商品先物および商品に係るオプションを含む取引への参加。 3. 証券の引受け。 4. 米国ドル・日本円以外の通貨建ての資産に投資すること。 <p>マスターファンドにおいては、上記1～3に加えて以下の投資は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マスターファンドの総資産の5%を超えて、単一発行体へ投資すること。ただし、現金等価の投資対象、米国国債等および米国政府およびその政府機関によって発行または保証されているMBSへの投資に関しては、この限りではありません。 2. 米国ドル・日本円以外の通貨建ての資産に純資産総額の30%を超えて投資すること。 |
| 収益分配方針 | 年1回、投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。 |
| 償還条項 | 受益者の利益に反する場合、受益者による償還決議がなされた場合、その他、やむを得ない事情が発生した場合等には、ファンドを償還する場合があります。 |
| ＜主な関係法人＞ | |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク |

| | |
|------------------|---|
| 管理事務代行会社 保管銀行 | ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー |
| <管理報酬等> | |
| 信託報酬 | 純資産総額の0.25%以内の率（年率） 平成25年10月22日以降適用する信託報酬率は純資産総額の0.185%以内の率とします。 |
| 申込手数料 | なし |
| 信託財産留保額 | なし |
| その他の費用 | 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 |

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

<参考>

投資先ファンドの投資顧問会社の運用の体制等について

金利リスク、コンベクシティ、期間構造、クレジット（信用）リスク、流動性リスクおよびセクター配分に関する決定を投資戦略グループ（ISG）が行います。

ポートフォリオの運用は、チーム体制で行われます。主要ポートフォリオ・マネージャーは、各ポートフォリオのポートフォリオ構築プロセスを管理し、ガイドラインの範囲内でISGの基本戦略を実行します。ポートフォリオ・マネージャーは一つまたは複数のセクターの専門家（セクタースペシャリスト）であり、個別ポートフォリオの戦略を策定・実行します。

債券の売買執行は、ポートフォリオ・マネージャーが行いますが、ポートフォリオ・マネジメント・チームのために執行するトレーダーによって行われる場合もあります。

債券取引はコンプライアンス関連部署によってモニターされ、ポートフォリオの分析及び管理等のサポートをリスクマネジメント・チームが行っています。

[3]マザーファンドの概要

(野村マネー マザーファンド)
運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

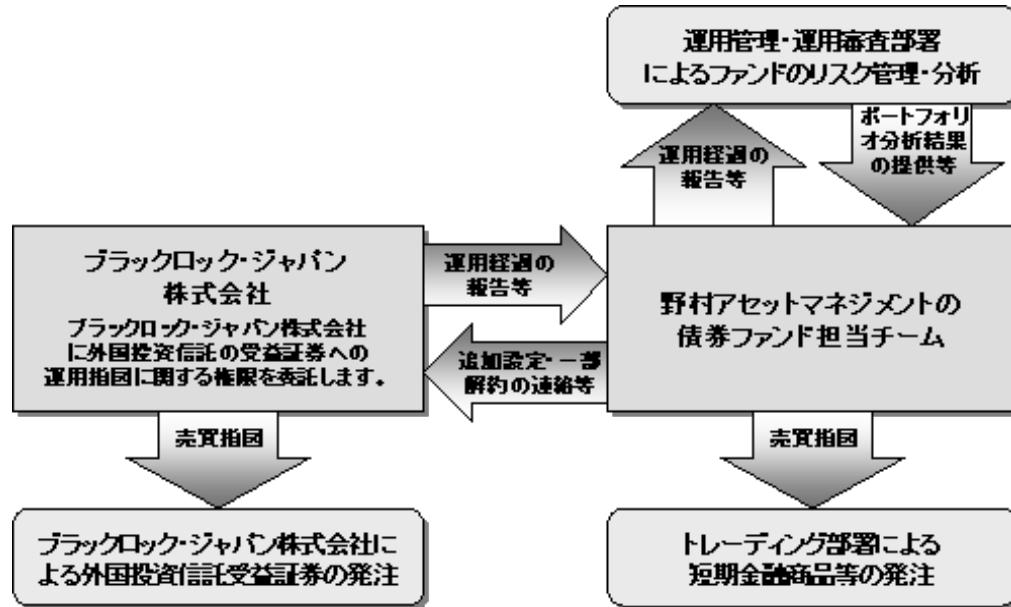
有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

「野村マネー マザーファンド」の運用体制等について
経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

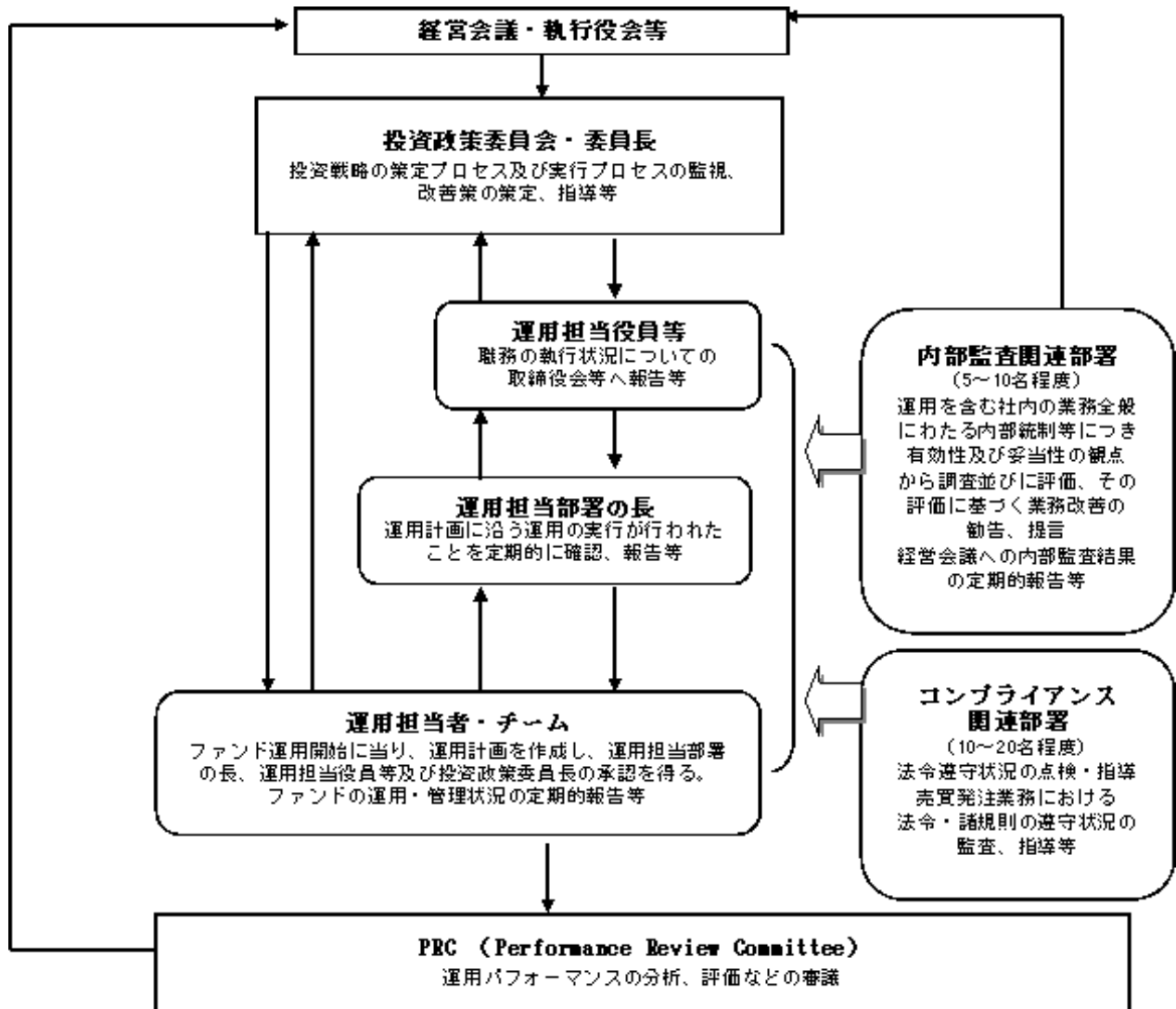
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として短期金利の水準および基準価額の水準等を勘案しながら安定分配を行ないます。

上記の短期金利の水準とは、当面、各期初の日本円1年LIBORの水準とします。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として**10月19日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

デリバティブの利用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

公社債の借入れ(約款第24条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第32条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただ

し、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様へ投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【債券価格変動リスク】

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドは一部相対的に格付の低い債券へ投資を行ないますので、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

【期限前償還リスク】

外国投資信託が実質的に投資するモーゲージ・バック証券、アセット・バック証券およびコマーシャル・モーゲージ・バック証券は、裏付けとなっている資産が一般にいつでも（個々のローンの債務者によって）繰上げ返済できるため、債券の元本額が通常いつでも繰上げ返済（期限前償還）され得ます。期限前償還によって外国投資信託が受取る繰上げ返済代金を再投資する場合の利率は、一般に繰上げ返済されなければかかる債務について得られたであろう利率よりも低くなる場合が想定されます。また、外国投資信託がこれらの証券をオーバー・パーで実質的に投資している場合、繰上げ返済により、当該証券の元本超過額を限度として外国投資信託の投資元本について損失が生じる場合があります。したがって、外国投資信託への投資を通じてファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

【為替変動リスク】

ファンドは、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの名称中の「短期公社債ファンド」とは、短期の公社債に投資するファンドというものではなく、実質的に「公社債」に投資し、日本円の「短期」金利水準（日本円1年金利）を上回る投資成果を目指すファンドという主旨で、名づけております。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

投資対象とする外国投資信託は、原則、純資産総額の10%を上限として資金の借入れを行なう場合があります。この場合、借入れ金利は外国投資信託が負担することになり、この結果、外国投資信託への投資を通じてファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

投資対象とする外国投資信託は、資金の借入れ、および様々な貸越枠やリバースレポ取引、ダラー・ロール（通常、期近の売りと期先の買い）、その他のレバレッジを利用することがあります。したがって、外国投資信託の投資対象に悪影響を及ぼすいかなる事象もレバレッジを使用している分だけ増幅され、ファンドに大きな影響を及ぼす可能性があります。

投資対象とする外国投資信託は、特定の証券、通貨、金利、指数などに対して、投資成果を修正または代替することを目的として、レバレッジをかけて、もしくはレバレッジをかけないで、様々なデリバティブを利用することがあります。デリバティブの中には、高いレバレッジが内包されているものもあり、これらは多くの場合、市場の動きを増幅させたり、投資額よりも大きな損失につながる場合があります。ファンドに大きな影響を及ぼす可能性があります。

投資対象とする外国投資信託は、譲渡に関する法的、その他の制限を有する債券や、流動性のない債券に投資することがあります。そのような場合、当該債券の市場価格はより大きく変動し、売却しようとしたときに売却できない可能性や、売却時点で適正価格で売却できない可能性があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

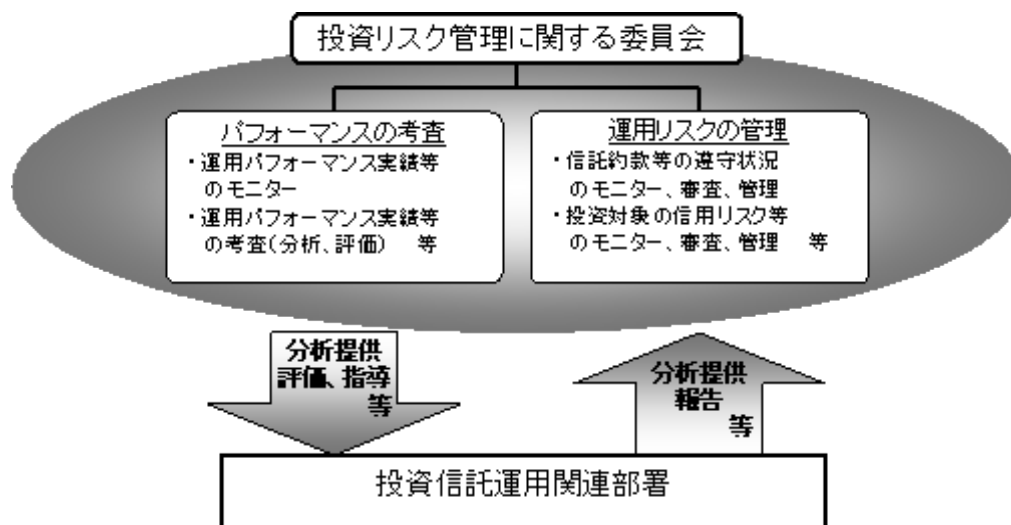
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.63%(税抜年0.60%)以内の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、年0.63%(税抜年0.60%)以内の率ですが、平成25年10月22日以降適用する信託報酬率は、金利水準等を勘案し、年0.3675%(税抜年0.35%)とし、その配分は信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。ただし、信託報酬率は、年0.63%(税抜年0.60%)の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。

| 純資産総額 | < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
|------------------|----------|----------|----------|
| 250億円以下の部分 | 年0.13% | 年0.20% | 年0.02% |
| 250億円超500億円以下の部分 | 年0.11% | 年0.22% | 年0.02% |
| 500億円超の部分 | 年0.08% | 年0.25% | 年0.02% |

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

投資顧問会社であるブラックロック・ジャパン株式会社が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.09%以内の率で、当面、次の率を乗じて得た額とします。ただし、年0.09%の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。

| 平均純資産総額 | 率 |
|------------|--------|
| 500億円以下の部分 | 年0.06% |
| 500億円超の部分 | 年0.04% |

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても下記の管理報酬等がかかります。

(参考)外国投資信託における管理報酬等

「第10回 野村短期公社債ファンド」の投資対象である外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」の主な費用は、外国投資信託の純資産総額に対して年0.25%以内の率(以下「管理報酬率」といいます。)を乗じて得た

額とします。平成25年10月22日以降適用する管理報酬率は、金利水準等を勘案し、純資産総額に応じて年0.185%以内の率とし、その配分は次の通りとします。ただし、各計算期間に適用する管理報酬率は、年0.25%を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。なお、「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」の主要投資対象である「ブラックロック・インカム マスターファンド」の受託会社、投資顧問会社および保管銀行は、各々「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」の受託会社、投資顧問会社および保管銀行と同じです。上記の主な費用および下記の配分は「ブラックロック・インカム マスターファンド」の主な費用を含む実質ベースの値です。

| 外国投資信託の純資産総額 | 管理報酬 | 管理報酬の配分 | | |
|------------------|---------|----------|------------|----------|
| | | < 受託会社 > | < 投資顧問会社 > | < 保管銀行 > |
| 250億円以下の部分 | 年0.185% | 年0.02% | 年0.13% | 年0.035% |
| 250億円超500億円以下の部分 | 年0.155% | 年0.02% | 年0.10% | 年0.035% |
| 500億円超の部分 | 年0.135% | 年0.02% | 年0.08% | 年0.035% |

「外国投資信託の保管銀行」は「外国投資信託の事務代行会社」および「外国投資信託の販売会社」を兼ねており、事務代行報酬、販売会社報酬は上記保管銀行の配分に含まれています。「外国投資信託の受託会社」、「外国投資信託の投資顧問会社」、「外国投資信託の保管銀行、事務代行会社・販売会社」の毎年の報酬に加えて、上記の他、外国投資信託の監査費用等の費用も外国投資信託から支払われます。なお、申込手数料、信託財産留保額はかかりません。

信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。

| |
|------------------------------------|
| 実質的な信託報酬率 |
| 年0.88%以内（税込） |
| （平成25年10月22日以降の適用率：年0.5525%以内（税込）） |

ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（国税（所得税及び復興特別所得税）7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（国税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（国税7.147%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%（国税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

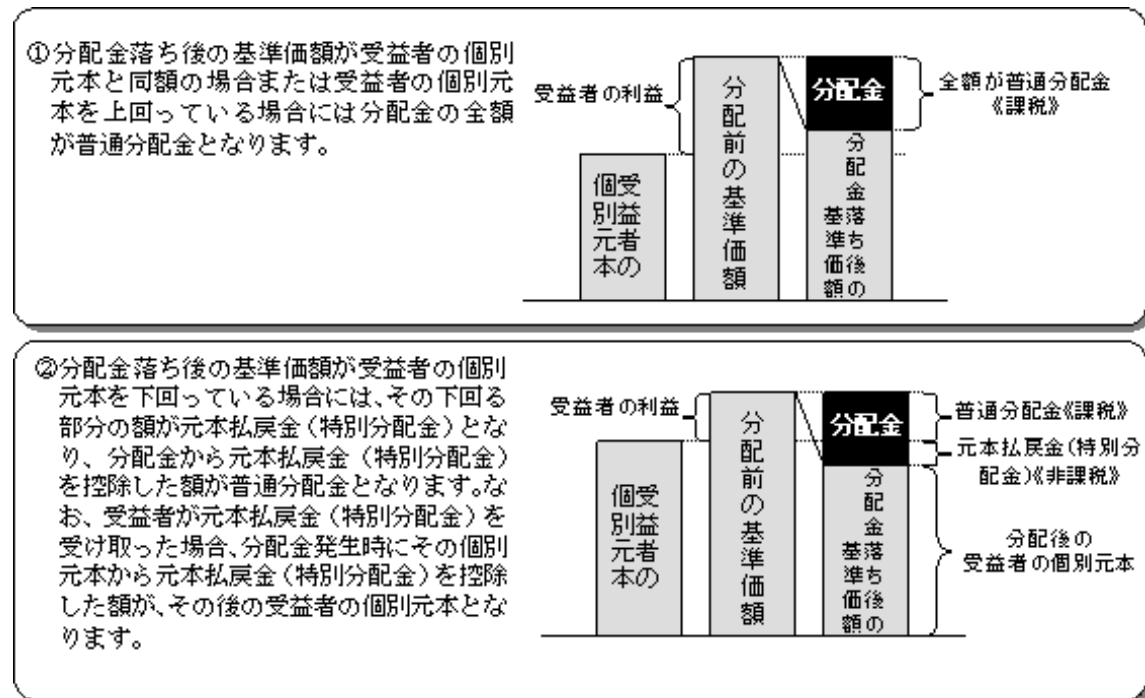
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成25年7月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 100,126 | 0.02 |
| | ケイマン | 336,470,382 | 95.14 |
| | 小計 | 336,570,508 | 95.17 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 17,054,664 | 4.82 |
| 合計(純資産総額) | | 353,625,172 | 100.00 |

<ご参考>

「BLACKROCK INCOME FUND OCTOBER SERIES」

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン | 333,444,800 | 99.06 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 3,136,421 | 0.93 |
| 合計(純資産総額) | | 336,581,221 | 100.00 |

「野村マネー マザーファンド」

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 国債証券 | 日本 | 3,648,824,113 | 68.50 |
| 特殊債券 | 日本 | 397,878,436 | 7.46 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 1,279,855,177 | 24.02 |
| 合計(純資産総額) | | 5,326,557,726 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----------|--------------------------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | ケイマン | 投資信託受益証券 | BLACKROCK INCOME FUND OCTOBER SERIES | 45,426 | 7,419 | 337,015,494 | 7,407 | 336,470,382 | 95.14 |
| 2 | 日本 | 投資信託受益証券 | 野村マネー マザーファンド | 98,260 | 1.0183 | 100,058 | 1.0190 | 100,126 | 0.02 |

<ご参考>

「BLACKROCK INCOME FUND OCTOBER SERIES」

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----------|------------------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | ケイマン | 投資信託受益証券 | BLACKROCK INCOME MASTER FUND | 40,664 | 9,790.12 | 398,105,505 | 8,200.00 | 333,444,800 | 99.06 |

「野村マネー マザーファンド」

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 利率(%) | 償還期限 | 投資比率(%) |
|----|------|------|-----------------------------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|-------|------------|---------|
| 1 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第363回 | 400,000,000 | 99.99 | 399,994,682 | 99.99 | 399,994,682 | | 2013/8/5 | 7.50 |
| 2 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第365回 | 400,000,000 | 99.99 | 399,990,152 | 99.99 | 399,990,152 | | 2013/8/12 | 7.50 |
| 3 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付(2年)第308回 | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 0.1 | 2013/9/15 | 3.75 |
| 4 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付(2年)第309回 | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 0.1 | 2013/10/15 | 3.75 |
| 5 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第367回 | 200,000,000 | 99.99 | 199,989,704 | 99.99 | 199,989,704 | | 2013/8/19 | 3.75 |
| 6 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第369回 | 200,000,000 | 99.99 | 199,986,480 | 99.99 | 199,986,480 | | 2013/8/26 | 3.75 |
| 7 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第370回 | 200,000,000 | 99.99 | 199,986,096 | 99.99 | 199,986,096 | | 2013/9/2 | 3.75 |
| 8 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第372回 | 200,000,000 | 99.99 | 199,982,432 | 99.99 | 199,982,432 | | 2013/9/9 | 3.75 |
| 9 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第376回 | 200,000,000 | 99.98 | 199,971,544 | 99.98 | 199,971,544 | | 2013/9/24 | 3.75 |
| 10 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第377回 | 200,000,000 | 99.98 | 199,968,560 | 99.98 | 199,968,560 | | 2013/9/30 | 3.75 |
| 11 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第378回 | 200,000,000 | 99.98 | 199,964,252 | 99.98 | 199,964,252 | | 2013/10/7 | 3.75 |
| 12 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第380回 | 200,000,000 | 99.97 | 199,959,860 | 99.97 | 199,959,860 | | 2013/10/15 | 3.75 |
| 13 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第382回 | 200,000,000 | 99.97 | 199,957,080 | 99.97 | 199,957,080 | | 2013/10/21 | 3.75 |
| 14 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第384回 | 200,000,000 | 99.97 | 199,954,032 | 99.97 | 199,954,032 | | 2013/10/28 | 3.75 |
| 15 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付(10年)第259回 | 100,000,000 | 100.87 | 100,870,472 | 100.87 | 100,870,472 | 1.5 | 2014/3/20 | 1.89 |
| 16 | 日本 | 特殊債券 | 預金保険機構債券 政府保証第173回 | 100,000,000 | 100.10 | 100,108,505 | 100.10 | 100,108,505 | 0.4 | 2013/12/17 | 1.87 |
| 17 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第373回 | 100,000,000 | 99.99 | 99,999,425 | 99.99 | 99,999,425 | | 2013/8/2 | 1.87 |
| 18 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第343回 | 100,000,000 | 99.99 | 99,998,900 | 99.99 | 99,998,900 | | 2013/8/9 | 1.87 |
| 19 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付(2年)第316回 | 100,000,000 | 99.99 | 99,997,002 | 99.99 | 99,997,002 | 0.1 | 2014/5/15 | 1.87 |
| 20 | 日本 | 特殊債券 | 道路債券 政府保証第327回 | 68,000,000 | 100.99 | 68,676,220 | 100.99 | 68,676,220 | 1.5 | 2014/4/25 | 1.28 |
| 21 | 日本 | 特殊債券 | しんきん中金債券 利付第227回 | 50,000,000 | 100.30 | 50,150,060 | 100.30 | 50,150,060 | 1.4 | 2013/10/25 | 0.94 |
| 22 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付(5年)第84回 | 48,000,000 | 100.52 | 48,253,440 | 100.52 | 48,253,440 | 0.7 | 2014/6/20 | 0.90 |
| 23 | 日本 | 特殊債券 | 首都高速道路債券 政府保証第190回 | 30,000,000 | 100.80 | 30,242,260 | 100.80 | 30,242,260 | 1.4 | 2014/3/14 | 0.56 |
| 24 | 日本 | 特殊債券 | 首都高速道路債券 政府保証第188回 | 30,000,000 | 100.63 | 30,190,599 | 100.63 | 30,190,599 | 1.4 | 2014/1/24 | 0.56 |
| 25 | 日本 | 特殊債券 | 道路債券 政府保証第323回 | 30,000,000 | 100.54 | 30,163,106 | 100.54 | 30,163,106 | 1.5 | 2013/12/20 | 0.56 |
| 26 | 日本 | 特殊債券 | 日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第320回 | 30,000,000 | 100.20 | 30,062,730 | 100.20 | 30,062,730 | 1.6 | 2013/9/20 | 0.56 |
| 27 | 日本 | 特殊債券 | 農林漁業金融公庫債券 政府保証第2回 | 29,000,000 | 100.46 | 29,135,184 | 100.46 | 29,135,184 | 1.5 | 2013/11/29 | 0.54 |
| 28 | 日本 | 特殊債券 | 公営企業債券 政府保証第832回 | 17,000,000 | 100.30 | 17,051,898 | 100.30 | 17,051,898 | 1.4 | 2013/10/24 | 0.32 |
| 29 | 日本 | 特殊債券 | 本州四国連絡橋債券 政府保証第23回 | 12,000,000 | 100.81 | 12,097,874 | 100.81 | 12,097,874 | 1.4 | 2014/3/19 | 0.22 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----------|----|---------|
| 投資信託受益証券 | | 95.17 |
| 合計 | | 95.17 |

<ご参考>

「BLACKROCK INCOME FUND OCTOBER SERIES」

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----------|----|---------|
| 投資信託受益証券 | | 99.06 |
| 合計 | | 99.06 |

「野村マネー マザーファンド」

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|------|----|---------|
| 国債証券 | | 68.50 |
| 特殊債券 | | 7.46 |
| 合計 | | 75.97 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| 計算期間 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|--------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期 (2003年10月20日) | 3,981 | 4,028 | 1.0000 | 1.0118 |
| 第2期 (2004年10月19日) | 5,130 | 5,135 | 0.9984 | 0.9993 |
| 第3期 (2005年10月19日) | 3,262 | 3,265 | 0.9975 | 0.9984 |
| 第4期 (2006年10月19日) | 2,075 | 2,078 | 0.9967 | 0.9978 |
| 第5期 (2007年10月19日) | 1,449 | 1,459 | 0.9840 | 0.9909 |
| 第6期 (2008年10月20日) | 800 | 811 | 0.8067 | 0.8179 |
| 第7期 (2009年10月19日) | 576 | 587 | 0.7325 | 0.7454 |
| 第8期 (2010年10月19日) | 488 | 492 | 0.7550 | 0.7626 |
| 第9期 (2011年10月19日) | 370 | 374 | 0.7424 | 0.7488 |
| 第10期 (2012年10月19日) | 363 | 366 | 0.7596 | 0.7651 |
| 2012年7月末日 | 368 | | 0.7567 | |
| 8月末日 | 368 | | 0.7611 | |
| 9月末日 | 367 | | 0.7651 | |
| 10月末日 | 362 | | 0.7552 | |
| 11月末日 | 362 | | 0.7563 | |
| 12月末日 | 363 | | 0.7586 | |
| 2013年1月末日 | 364 | | 0.7606 | |
| 2月末日 | 363 | | 0.7597 | |
| 3月末日 | 363 | | 0.7603 | |
| 4月末日 | 359 | | 0.7619 | |
| 5月末日 | 358 | | 0.7622 | |
| 6月末日 | 355 | | 0.7564 | |
| 7月末日 | 353 | | 0.7563 | |

【分配の推移】

| 期 | 1口当たりの分配金 |
|------|-------------|
| 第1期 | 0.0117980 円 |
| 第2期 | 0.0009000 円 |
| 第3期 | 0.0009000 円 |
| 第4期 | 0.0011000 円 |
| 第5期 | 0.0069000 円 |
| 第6期 | 0.0112000 円 |
| 第7期 | 0.0129000 円 |
| 第8期 | 0.0076000 円 |
| 第9期 | 0.0064000 円 |
| 第10期 | 0.0055000 円 |

【収益率の推移】

| 期 | 収益率 |
|-----------|--------|
| 第1期 | 1.2 % |
| 第2期 | 0.1 % |
| 第3期 | 0.0 % |
| 第4期 | 0.0 % |
| 第5期 | 0.6 % |
| 第6期 | 16.9 % |
| 第7期 | 7.6 % |
| 第8期 | 4.1 % |
| 第9期 | 0.8 % |
| 第10期 | 3.1 % |
| 第11期(中間期) | 0.2 % |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

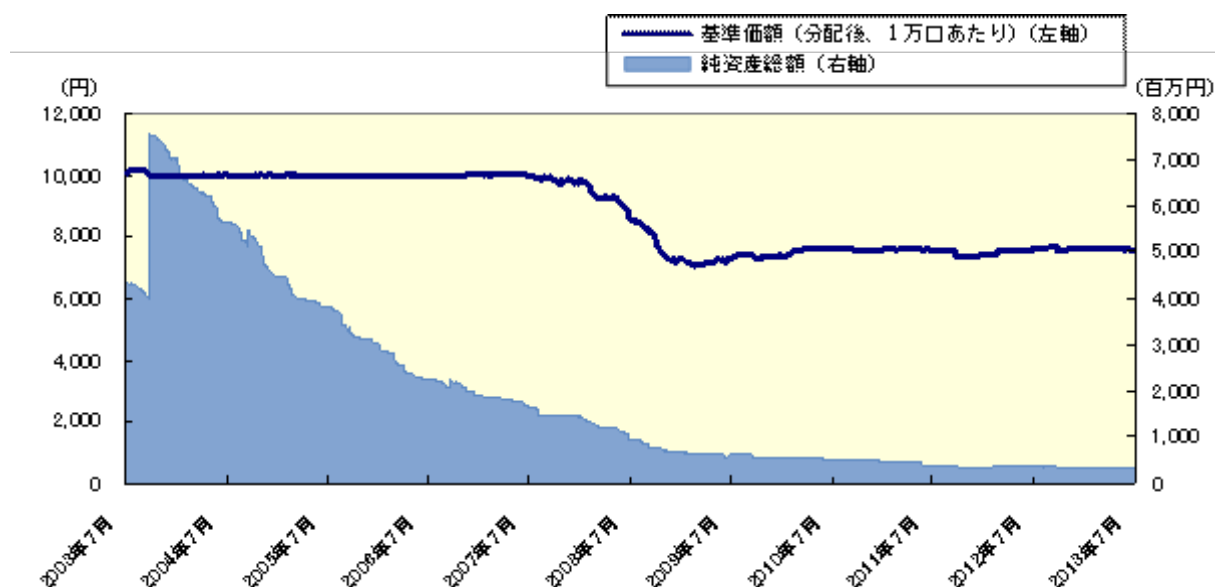
(4)【設定及び解約の実績】

| 期 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|
| 第1期 | 5,257,495,966 | 1,275,638,810 | 3,981,857,156 |
| 第2期 | 3,566,837,334 | 2,409,842,917 | 5,138,851,573 |
| 第3期 | 329,234,784 | 2,197,928,544 | 3,270,157,813 |
| 第4期 | 131,873,081 | 1,319,262,926 | 2,082,767,968 |
| 第5期 | 150,503,671 | 760,676,461 | 1,472,595,178 |
| 第6期 | 11,282,931 | 491,823,969 | 992,054,140 |
| 第7期 | 9,891,268 | 214,249,070 | 787,696,338 |
| 第8期 | 8,972,472 | 150,287,604 | 646,381,206 |
| 第9期 | 4,496,806 | 151,385,609 | 499,492,403 |
| 第10期 | 2,712,355 | 23,808,963 | 478,395,795 |
| 第11期(中間期) | 2,163,073 | 8,224,652 | 472,334,216 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報> 運用実績（2013年7月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次）



[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

| | |
|----------|----------|
| 2012年10月 | 55 円 |
| 2011年10月 | 64 円 |
| 2010年10月 | 76 円 |
| 2009年10月 | 129 円 |
| 2008年10月 | 112 円 |
| 設定来累計 | 651.98 円 |

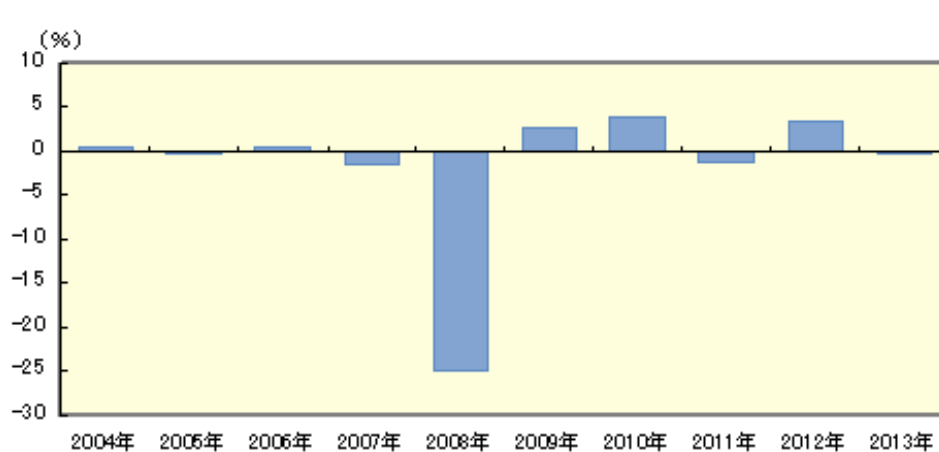
[主要な資産の状況]

| 実質的な銘柄別投資比率(上位) | | | |
|-----------------|---------------------------|-----|---------|
| 順位 | 銘柄 | 種類 | 投資比率(%) |
| 1 | FHLMC 3807 FM | MBS | 5.7 |
| 2 | FNMA 30YR 2012 PRODUCTION | MBS | 4.7 |
| 3 | SDART_12-1 A3 | ABS | 4.3 |
| 4 | SARM 05-19XS 2A1 | MBS | 2.6 |
| 5 | GNMA 30YR 2008 PRODUCTION | MBS | 2.6 |
| 6 | FHLMC 3/1 1YR TSY ARM | MBS | 2.4 |
| 7 | FNMA 06-42 DF | MBS | 2.4 |
| 8 | GSMS_07-GG10 A4 | MBS | 2.0 |
| 9 | AMCAR_12-1 A3 | ABS | 2.0 |
| 10 | FNMA 30YR 2011 PRODUCTION | MBS | 1.8 |

・投資比率は、「ブラックロック・インカム・ファンド10月号」における実質的な投資比率となっております。

なお、現物買いのみの比率です。

[年間収益率の推移] (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2013年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

なお、販売会社が定める時間までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを今回申込分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。販売会社や申込形態によっては、買付単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込み頂けます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、申込約定日(ファンドの決算日)の基準価額とします。

追加設定は、年1回の決算日を申込約定日とし、その翌営業日に行ないます。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および取得申込みの受付を延期(取得申込約定日が延期されます。ただし、各取得申込期間の最終日は延期されません。)する場合があります。

<申込手数料>

申込手数料はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

午後3時まで、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、解約申込日当日あるいは解約申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する日(以下「解約申込不可日」といいます。)である場合には、原則、解約の申込みができません。

- ・ルクセンブルクの銀行あるいは証券会社
- ・ニューヨークの銀行あるいは証券会社
- ・東京の銀行あるいは第一種金融商品取引業者（証券会社など）

解約申込不可日については、後述のサポートダイヤルでもご確認頂けます。

換金価額は、解約申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える解約は行なえません。

また、大口解約について、1日1件5億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。ただし、海外の休日・解約に伴う外国投資信託の売却状況等によっては、上記の原則による支払い開始日が遅延する場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|--------|---|
| 外国投資信託 | 原則、基準価額計算日の前日(前日が外国ファンド営業日でない場合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。 |
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額 |

¹ 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

² 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成29年10月19日までとします(平成14年10月22日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年10月20日から翌年10月19日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

()委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

()委託者は、この信託が主要投資対象とする「ブラックロック・インカム・ファンド 10月号」がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」()および()の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異

議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」()の信託契約の解約をしません。
- ()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()から()までの規定は、「(a)ファンドの繰上償還条項」()の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「(d)信託約款の変更」()に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()か

ら()までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

- ()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間

を要しますので、ご注意ください。

第3【ファンドの経理状況】

第10回 野村短期公社債ファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間(平成23年10月20日から平成24年10月19日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 【財務諸表について】
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第9期 平成23年10月19日現在 | 第10期 平成24年10月19日現在 |
|-----------------|----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 19,706,051 | 23,495,229 |
| 投資信託受益証券 | 346,907,358 | 343,121,331 |
| 親投資信託受益証券 | 8,183,469 | 100,058 |
| 未収利息 | 49 | 59 |
| 流動資産合計 | 374,796,927 | 366,716,677 |
| 資産合計 | 374,796,927 | 366,716,677 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 3,196,751 | 2,631,176 |
| 未払受託者報酬 | 43,050 | 38,671 |
| 未払委託者報酬 | 710,421 | 637,983 |
| その他未払費用 | 4,222 | 3,843 |
| 流動負債合計 | 3,954,444 | 3,311,673 |
| 負債合計 | 3,954,444 | 3,311,673 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 499,492,403 | 478,395,795 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 128,649,920 | 114,990,791 |
| （分配準備積立金） | 2,191,761 | 3,078,855 |
| 元本等合計 | 370,842,483 | 363,405,004 |
| 純資産合計 | 370,842,483 | 363,405,004 |
| 負債純資産合計 | 374,796,927 | 366,716,677 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第9期 | 第10期 |
|-------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 平成22年10月20日 至 平成23年10月19日 | 自 平成23年10月20日 至 平成24年10月19日 |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 4,888,044 | 4,069,912 |
| 受取利息 | 5,430 | 18,321 |
| 有価証券売買等損益 | 6,343,237 | 8,284,012 |
| 営業収益合計 | 1,449,763 | 12,372,245 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 91,547 | 76,962 |
| 委託者報酬 | 1,510,649 | 1,269,707 |
| その他費用 | 9,030 | 7,604 |
| 営業費用合計 | 1,611,226 | 1,354,273 |
| 営業利益 | 3,060,989 | 11,017,972 |
| 経常利益 | 3,060,989 | 11,017,972 |
| 当期純利益 | 3,060,989 | 11,017,972 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 31,670 | 161,174 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 158,342,147 | 128,649,920 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 37,083,355 | 6,132,210 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 37,083,355 | 6,132,210 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,101,718 | 698,703 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,101,718 | 698,703 |
| 分配金 | 3,196,751 | 2,631,176 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 128,649,920 | 114,990,791 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券基準価額で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 その他 | 当ファンドの計算期間は、平成23年10月20日から平成24年10月19日までとなっております。 |

(追加情報)

| |
|--|
| 第10期 自 平成23年10月20日 至 平成24年10月19日 |
| 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第9期 平成23年10月19日現在 | 第10期 平成24年10月19日現在 |
|---|---|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数 499,492,403 口 | 1 計算期間の末日における受益権の総数 478,395,795 口 |
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 128,649,920 円 | 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 114,990,791 円 |
| 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7424 円 (10,000口当たり純資産額 7,424 円) | 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7596 円 (10,000口当たり純資産額 7,596 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第9期 自 平成22年10月20日 至 平成23年10月19日 | 第10期 自 平成23年10月20日 至 平成24年10月19日 |
|--|--|
| 1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 258,956 円 | 1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 220,582 円 |
| 2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額5,500,570円 (10,000口当たり110円11銭)のうち、3,196,751円(10,000口当たり64円00銭)を分配金額としております。 | 2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額5,828,694円 (10,000口当たり121円83銭)のうち、2,631,176円(10,000口当たり55円00銭)を分配金額としております。 |

| 項目 | | |
|-------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 3,265,740円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 112,058円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,122,772円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | $E = A + B$ $+ C + D$ | 5,500,570円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 499,492,403口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | $G = E / F$ $\times 10,000$ | 110円11銭 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 64円00銭 |
| 収益分配金金額 | $I = F \times H$ $/10,000$ | 3,196,751円 |

| 項目 | | |
|-------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 3,622,178円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 118,663円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,087,853円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | $E = A + B$ $+ C + D$ | 5,828,694円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 478,395,795口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | $G = E / F$ $\times 10,000$ | 121円83銭 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 55円00銭 |
| 収益分配金金額 | $I = F \times H$ $/10,000$ | 2,631,176円 |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第9期 自 平成22年10月20日 至 平成23年10月19日 | 第10期 自 平成23年10月20日 至 平成24年10月19日 |
|---|---|
| <p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> | <p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第9期 平成23年10月19日現在 | 第10期 平成24年10月19日現在 |
|---|---------------------------------|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> |

| | |
|--|-------------------------|
| <p>2 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。</p> | <p>2 時価の算定方法 同左</p> |
|--|-------------------------|

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第9期 自 平成22年10月20日 至 平成23年10月19日 | 第10期 自 平成23年10月20日 至 平成24年10月19日 |
|---|--|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ れていないため、該当事項はございません。 | 同左 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第9期 自 平成22年10月20日 至 平成23年10月19日 | 第10期 自 平成23年10月20日 至 平成24年10月19日 |
|---------------------------------------|--|
| 期首元本額 646,381,206 円 | 期首元本額 499,492,403 円 |
| 期中追加設定元本額 4,496,806 円 | 期中追加設定元本額 2,712,355 円 |
| 期中一部解約元本額 151,385,609 円 | 期中一部解約元本額 23,808,963 円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第9期 自 平成22年10月20日 至 平成23年10月19日 | 第10期 自 平成23年10月20日 至 平成24年10月19日 |
|-----------|---------------------------------------|--|
| | 損益に含まれた評価差額(円) | 損益に含まれた評価差額(円) |
| 投資信託受益証券 | 6,611,798 | 8,322,508 |
| 親投資信託受益証券 | 8,849 | 117 |
| 合計 | 6,602,949 | 8,322,625 |

3 デリバティブ取引関係

第9期(平成23年10月19日現在)

該当事項はございません。

第10期(平成24年10月19日現在)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成24年10月19日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成24年10月19日現在)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 (円) | 評価額 (円) | 備考 |
|------------|--------------------------------------|-------------|-------------|----|
| 投資信託受益証券 | BLACKROCK INCOME FUND OCTOBER SERIES | | 343,121,331 | |
| 投資信託受益証券計 | 銘柄数：1 | | 343,121,331 | |
| | 組入時価比率：94.4% | | 100.0% | |
| 親投資信託受益証券 | 野村マネー マザーファンド | | 100,058 | |
| 親投資信託受益証券計 | 銘柄数：1 | | 100,058 | |
| | 組入時価比率：0.0% | | 0.0% | |
| 合計 | | | 343,221,389 | |

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

参考

当ファンドは「BlackRock Income Fund October Series(ブラックロック・インカム・ファンド 10月号)」および「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資信託受益証券および親投資信託受益証券は、すべて上記投資信託の受益証券です。尚、上記投資信託の状況は次の通りです。

1 「BlackRock Income Fund October Series (ブラックロック・インカム・ファンド 10月号)」の状況

以下に記載した状況は、現地において作成され、Deloitte S.A.の監査を受けた年次報告書を委託会社において邦訳・抜粋したものであり、本邦における監査の対象外となっております。

(1)純資産計算書

| 科目 | 対象年月日 | 2012年10月19日現在 金額(円) |
|------------------|-------|------------------------|
| 資産 | | |
| 有価証券(時価) | | 329,058,186 |
| 銀行預金 | | 14,019,785 |
| 金利スワップ取引に係る未収利息 | | 801,700 |
| 資産合計 | | 343,879,671 |
| 負債 | | |
| 金利スワップ取引に係る未実現損失 | | 302 |
| 未払費用 | | 706,720 |
| 負債合計 | | 707,022 |
| 純資産 | | 343,172,649 |
| 受益権口数 | | 46,259 |
| 1口当たり純資産額 | | 7,419 |

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 自 2011年10月20日 至 2012年10月19日 |
|-------------------|--|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | <p>(a) 証券取引所に上場されているか、または他の市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の市場価格で評価されます。有価証券が複数の証券取引所に上場されているか、または市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要な市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の市場価格で評価されます。</p> <p>(b) 証券取引所に上場しておらず、もしくは市場において取引が行われていない有価証券、または上記(a)で決定される価格が当該有価証券の公正な価格を反映していない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。当該市場価格がない場合、または当該市場価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。</p> <p>(c) 運用資産は、国際的に認知された評価機関の価格で評価されることがあります。</p> <p>(d) 証券その他の資産の市場価格が迅速に入手できない場合は、投資顧問会社の助言のもと、資産管理会社が採用している手続きに従って、誠実に決定される公正な価値で評価されます。</p> <p>(e) 残存期間60日以下の短期資産は市場価値で、または市場価値と満期前61日目の額面価額の差額を償却して、あるいは市場価値が存在しない場合はその原価で、評価されます。</p> <p>(f) 現金またはそれに類する流動資産は、券面額に利息を加えて評価されます。</p> <p>(g) 日本円以外の通貨で表示された価額は、入手可能な直近の当該通貨の売買値の平均値で日本円に換算されます。</p> |
| 2 証券取引及び投資収益について | 証券取引は約定日に計上されます。利息収益は発生主義で認識されます。配当金は配当落ち日に計上されます。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価に基づいて算定されます。 |
| 3 外貨換算 | <p>当ファンドにおいては日本円で会計処理を行い、財務諸表は日本円で表示されます。日本円以外の通貨で表示された銀行勘定やその他の純資産、および投資運用資産の市場価格は、計算期末に適用可能な為替レートで日本円に換算されます。日本円以外の通貨による損益は、取引日に決定する適切な為替レートで日本円に換算されます。</p> <p>日本円以外の通貨で表示された投資有価証券の取得価額は、取得日に適用可能な為替レートで日本円に換算されます。</p> <p>当ファンドは、保有有価証券の市場価格の変動、および投資資産の為替相場の変動による換算差額を区別しておりません。この差額は、投資資産に関する実現・未実現の純利益・純損失に含まれています。</p> |

(投資口数の変動表)

| |
|---------------|
| 自 2011年10月20日 |
|---------------|

至 2012年10月19日

| | |
|------------|----------|
| 期首投資口数 | 47,932 □ |
| 期中追加設定投資口数 | 956 □ |
| 期中一部解約投資口数 | 2,629 □ |
| 期末投資口数 | 46,259 □ |

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2012年10月19日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(2012年10月19日現在)

| 種類 | 数量 | 銘柄 | 簿価(円) | 評価額(円) | 投資比率(%) |
|----------|--------|---------------------------------|-------------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 40,237 | BLACKROCK INCOME MASTER FUND | 396,952,939 | 329,058,186 | 95.89 |
| 合計 | | | 396,952,939 | 329,058,186 | 95.89 |

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

金利スワップ取引

(2012年10月19日現在)

| 通貨 | 想定元本 | 金利(IRS) | 次回支払日 | 経過利息(円) |
|-----|-------------|--------------------------|------------|---------|
| 日本円 | 623,000,000 | IRS 0.1400% JPY LIBOR 1M | 2012/10/24 | 801,700 |
| 合計 | | | | 801,700 |

2 「野村マネー マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

| 科目 | 対象年月日 | 平成24年10月19日現在 金額(円) |
|-----------------|-------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 15,475,728 |
| 国債証券 | | 1,400,707,345 |
| 特殊債券 | | 329,464,061 |
| 現先取引勘定 | | 489,872,600 |
| 未収利息 | | 937,085 |
| 流動資産合計 | | 2,236,456,819 |
| 資産合計 | | |
| | | 2,236,456,819 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 99,973,300 |
| 未払解約金 | | 2,257,566 |
| 流動負債合計 | | 102,230,866 |
| 負債合計 | | |
| | | 102,230,866 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 2,095,884,719 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 38,341,234 |
| 元本等合計 | | 2,134,225,953 |
| 純資産合計 | | |
| | | 2,134,225,953 |
| 負債純資産合計 | | |
| | | 2,236,456,819 |

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------|--|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 国債証券及び特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 その他 | (1) 現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日)の規定によっております。 |

(追加情報)

| |
|--|
| 自 平成23年10月20日 至 平成24年10月19日 |
| 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|---------------------------|-----------|
| 平成24年10月19日現在 | |
| 1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1,0183 円 |
| (10,000口当たり純資産額) | 10,183 円) |

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| |
|---|
| 自 平成23年10月20日 至 平成24年10月19日 |
| 1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| | |
|---|--|
| 平成24年10月19日現在 | |
| 1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 | |

2 時価の算定方法

国債証券及び特殊債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

平成24年10月19日現在

| | |
|---|-----------------|
| 1 元本の移動及び期末元本額の内訳 | |
| 期首 | 平成23年10月20日 |
| 期首元本額 | 5,725,699,736 円 |
| 期首より平成24年10月19日までの期中追加設定元本額 | 2,109,688,306 円 |
| 期首より平成24年10月19日までの期中一部解約元本額 | 5,739,503,323 円 |
| 期末元本額 | 2,095,884,719 円 |
| 期末元本額の内訳 * | |
| 野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド | 3,747,814 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型 | 14,946,231 円 |
| 野村新中国株投資 マネープール・ファンド | 113,928,102 円 |
| 野村日本ブランド株投資(マネープールファンド)年2回決算型 | 18,743,515 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型 | 43,241,010 円 |
| 野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム マネープール・ファンド | 4,496,928 円 |
| 野村RCM・グリーン・テクノロジー マネープール・ファンド | 3,103,810 円 |
| 野村新興国消費関連株投信 マネープール・ファンド | 7,852,617 円 |
| 野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド) | 8,542,434 円 |
| ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド) | 54,871,781 円 |
| 野村新エマージング債券投信(マネープールファンド)年2回決算型 | 7,152,462 円 |
| 野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マネープールファンド | 28,185,157 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド) 年2回決算型 | 15,027,410 円 |
| 野村グローバルCB投信(マネープールファンド)年2回決算型 | 6,009,698 円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(マネープールファンド) 年2回決算型 | 37,637,791 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(マネープールファンド) 年2回決算型 | 592,642 円 |
| 野村日本スマートシティ株投資 マネープールファンド | 5,731,517 円 |
| 野村世界高金利通貨投信 | 151,953,753 円 |
| 野村新世界高金利通貨投信 | 982,608 円 |
| コインの未来(毎月分配型) | 3,965,894 円 |
| コインの未来(年2回分配型) | 991,474 円 |
| 欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース) | 982,609 円 |
| 欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース) | 982,609 円 |
| 欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース) | 982,609 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型 | 98,261 円 |

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型 | 9,826 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型 | 98,260 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型 | 982,609 円 |
| 野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型 | 982,607 円 |
| 野村日本ブランド株投資(円コース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)年2回決算型 | 98,260 円 |
| 野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型 | 98,260 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型 | 98,260 円 |
| 野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース | 982,608 円 |
| 野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース | 98,260 円 |
| 野村新エマージング債券投信(円コース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型 | 982,607 円 |
| 野村新エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村新エマージング債券投信(中国元コース)毎月分配型 | 982,607 円 |
| 野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(円コース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(米ドルコース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)年2回決算型 | 98,260 円 |
| 野村新エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型 | 9,826 円 |
| 野村新エマージング債券投信(中国元コース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型 | 984,834 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型 | 984,834 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型 | 984,834 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型 | 984,834 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型 | 984,834 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型 | 984,834 円 |

| | |
|---------------------------------------|--------------|
| 野村高金利国際機関債投信(毎月分配型) | 98,427,153 円 |
| 野村アジアCB投信(毎月分配型) | 982,608 円 |
| 野村グローバルCB投信(円コース)毎月分配型 | 984,543 円 |
| 野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)毎月分配型 | 984,543 円 |
| 野村グローバルCB投信(アジア通貨コース)毎月分配型 | 984,543 円 |
| 野村グローバルCB投信(円コース)年2回決算型 | 984,543 円 |
| 野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)年2回決算型 | 984,543 円 |
| 野村グローバルCB投信(アジア通貨コース)年2回決算型 | 984,543 円 |
| ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA向け) | 10,000 円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(円コース)毎月分配型 | 984,252 円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)毎月分配型 | 984,252 円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型 | 984,252 円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(円コース)年2回決算型 | 984,252 円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)年2回決算型 | 984,252 円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型 | 984,252 円 |
| 野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型 | 982,609 円 |
| 野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型 | 982,609 円 |
| 野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型 | 982,609 円 |
| 野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型 | 982,609 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)毎月分配型 | 982,607 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型 | 982,607 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村米国ブランド株投資(円コース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型 | 983,768 円 |
| 野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型 | 983,768 円 |
| 野村米国ブランド株投資(円コース)年2回決算型 | 983,768 円 |
| 野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型 | 983,768 円 |
| 野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型 | 983,768 円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(円コース)毎月分配型 | 983,672 円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)毎月分配型 | 983,672 円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)毎月分配型 | 983,672 円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(円コース)年2回決算型 | 983,672 円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)年2回決算型 | 983,672 円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)年2回決算型 | 983,672 円 |
| 野村テンプレートン・トータル・リターン Aコース | 983,381 円 |
| 野村テンプレートン・トータル・リターン Bコース | 98,261 円 |
| 野村テンプレートン・トータル・リターン Cコース | 983,381 円 |
| 野村テンプレートン・トータル・リターン Dコース | 983,381 円 |
| 野村高金利国際機関債投信(年2回決算型) | 1,967 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,609 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 98,262 円 |

| | |
|--|-----------------|
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,609 円 |
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース) 年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型 | 983,091 円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 983,091 円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型 | 983,091 円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 983,091 円 |
| ノムラ・アジア・コレクション(短期アジア現地通貨建て債券 Aコース) | 982,995 円 |
| ノムラ・アジア・コレクション(短期アジア現地通貨建て債券 Bコース) | 98,260 円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型 | 982,898 円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,898 円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,898 円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型 | 982,898 円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 982,898 円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース) 年2回決算型 | 982,898 円 |
| 野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型 | 982,801 円 |
| 野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型 | 491,401 円 |
| 野村グローバルREITプレミアム(円コース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村グローバルREITプレミアム(円コース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村日本高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型 | 982,415 円 |
| 野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,415 円 |
| 野村日本高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型 | 982,415 円 |
| 野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 982,415 円 |
| 第1回 野村短期公社債ファンド | 98,261 円 |
| 第2回 野村短期公社債ファンド | 98,261 円 |
| 第3回 野村短期公社債ファンド | 98,261 円 |
| 第4回 野村短期公社債ファンド | 98,261 円 |
| 第5回 野村短期公社債ファンド | 98,261 円 |
| 第6回 野村短期公社債ファンド | 98,261 円 |
| 第7回 野村短期公社債ファンド | 98,261 円 |
| 第8回 野村短期公社債ファンド | 98,261 円 |
| 第9回 野村短期公社債ファンド | 98,260 円 |
| 第10回 野村短期公社債ファンド | 98,260 円 |
| 第11回 野村短期公社債ファンド | 98,261 円 |
| 第12回 野村短期公社債ファンド | 982,607 円 |
| 野村日本株ニュートラル投信(適格機関投資家転売制限付) | 1,967,536 円 |
| 野村グローバル債券為替ファンド(適格機関投資家転売制限付) | 1,365,006,907 円 |
| ノムラスマートプレミアムファンドP ハイブリッド型(適格機関投資家専用) | 40,099 円 |

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成24年10月19日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成24年10月19日現在)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額(円) | 評価額(円) | 備考 |
|-------|--------------------------------|---------------|---------------|----|
| 国債証券 | 国庫債券 利付(2年)第301回 | 900,000 | 900,353 | |
| | 国庫短期証券 第296回 | 100,000,000 | 99,999,084 | |
| | 国庫短期証券 第298回 | 100,000,000 | 99,997,170 | |
| | 国庫短期証券 第299回 | 100,000,000 | 99,995,280 | |
| | 国庫短期証券 第301回 | 100,000,000 | 99,993,424 | |
| | 国庫短期証券 第304回 | 100,000,000 | 99,991,520 | |
| | 国庫短期証券 第305回 | 100,000,000 | 99,989,616 | |
| | 国庫短期証券 第306回 | 100,000,000 | 99,987,828 | |
| | 国庫短期証券 第308回 | 100,000,000 | 99,985,952 | |
| | 国庫短期証券 第309回 | 100,000,000 | 99,983,970 | |
| | 国庫短期証券 第311回 | 100,000,000 | 99,981,900 | |
| | 国庫短期証券 第313回 | 100,000,000 | 99,977,460 | |
| | 国庫短期証券 第314回 | 100,000,000 | 99,976,200 | |
| | 国庫短期証券 第317回 | 100,000,000 | 99,974,288 | |
| | 国庫短期証券 第319回 | 100,000,000 | 99,973,300 | |
| 国債証券計 | 銘柄数: 15 | 1,400,900,000 | 1,400,707,345 | |
| | 組入時価比率: 65.6% | | 81.0% | |
| 特殊債券 | 日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第316回 | 50,000,000 | 50,141,555 | |
| | 公営企業債券 政府保証第823回 | 79,000,000 | 79,150,480 | |
| | 中小企業債券 政府保証第171回 | 100,000,000 | 100,140,600 | |
| | しんきん中金債券 利付第215回 | 100,000,000 | 100,031,426 | |
| 特殊債券計 | 銘柄数: 4 | 329,000,000 | 329,464,061 | |
| | 組入時価比率: 15.4% | | 19.0% | |
| 合計 | | | 1,730,171,406 | |

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

第10回 野村短期公社債ファンド

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間計算期間(平成24年10月20日から平成25年4月19日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表について】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | | 第11期中間計算期間末 平成25年 4月19日現在 |
|-----------------|--|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 17,207,551 |
| 投資信託受益証券 | | 342,870,021 |
| 親投資信託受益証券 | | 100,107 |
| 未収利息 | | 37 |
| 流動資産合計 | | 360,177,716 |
| 資産合計 | | 360,177,716 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | | - |
| 未払受託者報酬 | | 38,056 |
| 未払委託者報酬 | | 627,836 |
| その他未払費用 | | 3,703 |
| 流動負債合計 | | 669,595 |
| 負債合計 | | 669,595 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 472,334,216 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | | 112,826,095 |
| （分配準備積立金） | | 3,026,161 |
| 元本等合計 | | 359,508,121 |
| 純資産合計 | | 359,508,121 |
| 負債純資産合計 | | 360,177,716 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第11期中間計算期間 自 平成24年10月20日 至 平成25年 4月19日 |
|-------------------------|--|
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 9,000 |
| 有価証券売買等損益 | 1,373,441 |
| 営業収益合計 | 1,382,441 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 38,056 |
| 委託者報酬 | 627,836 |
| その他費用 | 3,703 |
| 営業費用合計 | 669,595 |
| 営業利益 | 712,846 |
| 経常利益 | 712,846 |
| 中間純利益 | 712,846 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 | 5,098 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 114,990,791 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,976,951 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,976,951 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 520,003 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 520,003 |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 112,826,095 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 その他 | 当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成24年10月20日から平成25年10月21日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成24年10月20日から平成25年 4 月19日までとなっております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 第11期中間計算期間末 平成25年 4 月19日現在 | |
|--|----------------------|
| 1 中間計算期間の末日における受益権の総数 | 472,334,216 口 |
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 | 112,826,095 円 |
| 3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | 0.7611 円 7,611 円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第11期中間計算期間 自 平成24年10月20日 至 平成25年 4 月19日 | |
|--|-----------|
| 1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 | 108,583 円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 第11期中間計算期間末 平成25年 4 月19日現在 | |
|--|--|
| 1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第11期中間計算期間 自 平成24年10月20日 至 平成25年 4 月19日 | |
|---|---------------|
| 期首元本額 | 478,395,795 円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,163,073 円 |
| 期中一部解約元本額 | 8,224,652 円 |

2 デリバティブ取引関係

第11期中間計算期間末(平成25年 4 月19日現在)
該当事項はございません。

参考

当ファンドは「BlackRock Income Fund October Series(ブラックロック・インカム・ファンド 10月号)」および「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資信託受益証券および親投資信託受益証券は、すべて上記投資信託の受益証券です。尚、上記投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「BlackRock Income Fund October Series(ブラックロック・インカム・ファンド 10月号)」の状況
以下に記載した状況は本邦における監査の対象外となっております。
ファンドは現地においてDeloitte S.A.の監査を受けておりますが、以下に記載するSemi Annual Report(抜粋)は監査の対象外となっております。

(1)純資産計算書

| 対象年月日 | 2013年4月19日現在 |
|------------------|--------------|
| 科目 | 金額(円) |
| 資産 | |
| 有価証券(時価) | 328,809,250 |
| 銀行預金 | 15,296,963 |
| 金利スワップ取引に係る未収利息 | 264,460 |
| 資産合計 | 344,370,673 |
| 負債 | |
| 金利スワップ取引に係る未実現損失 | 361,056 |
| 未払費用 | 996,209 |
| 負債合計 | 1,357,265 |
| 純資産 | 343,013,408 |
| 受益権口数 | 46,039 |
| 1口当たり純資産額 | 7,450 |

2 「野村マネー マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

| 科目 | 対象年月日 | 平成25年4月19日現在 金額(円) |
|-----------------|-------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 15,355,699 |
| 国債証券 | | 999,944,118 |
| 特殊債券 | | 279,980,399 |
| 現先取引勘定 | | 729,848,000 |
| 未収利息 | | 605,565 |
| 前払費用 | | 164,972 |
| 流動資産合計 | | 2,025,898,753 |
| 資産合計 | | |
| 2,025,898,753 | | |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 149,976,030 |
| 未払解約金 | | 1,113,633 |
| 流動負債合計 | | 151,089,663 |
| 負債合計 | | |
| 151,089,663 | | |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 1,840,302,374 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 34,506,716 |
| 元本等合計 | | 1,874,809,090 |
| 純資産合計 | | |
| 1,874,809,090 | | |
| 負債純資産合計 | | |
| 2,025,898,753 | | |

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 国債証券及び特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 その他 | (1) 現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日)の規定によっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 平成25年4月19日現在 | |
|---------------------------|-----------|
| 1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.0188 円 |
| (10,000口当たり純資産額) | 10,188 円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年4月19日現在

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は
ありません。
- 2 時価の算定方法
国債証券及び特殊債券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と
しております。

(その他の注記)

平成25年4月19日現在

| | |
|---|-----------------|
| 1 元本の移動及び期末元本額の内訳 | |
| 期首 | 平成24年10月20日 |
| 期首元本額 | 2,095,884,719 円 |
| 期首より平成25年4月19日までの期中追加設定元本額 | 2,011,068,369 円 |
| 期首より平成25年4月19日までの期中一部解約元本額 | 2,266,650,714 円 |
| 期末元本額 | 1,840,302,374 円 |
| 期末元本額の内訳* | |
| 野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド | 4,287,523 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型 | 265,607,467 円 |
| 野村新中国株投資 マネープール・ファンド | 68,571,009 円 |
| 野村日本ブランド株投資(マネープールファンド)年2回決算型 | 226,191,586 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型 | 18,756,918 円 |
| 野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム マネープール・ファンド | 2,457,483 円 |
| 野村RCM・グリーン・テクノロジー マネープール・ファンド | 2,529,459 円 |
| 野村新興国消費関連株投信 マネープール・ファンド | 7,711,175 円 |
| 野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド) | 8,728,632 円 |
| ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド) | 116,185,468 円 |
| 野村新エマージング債券投信(マネープールファンド)年2回決算型 | 23,904,954 円 |
| 野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マネープールファンド | 18,626,626 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド) 年2回決算型 | 16,169,164 円 |
| 野村グローバルCB投信(マネープールファンド)年2回決算型 | 21,483,333 円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(マネープールファンド) 年2回決算型 | 80,089,706 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(マネープールファンド) 年2回決算型 | 4,258,789 円 |
| 野村日本スマートシティ株投資 マネープールファンド | 1,079,941 円 |
| 野村世界高金利通貨投信 | 151,953,753 円 |
| 野村新世界高金利通貨投信 | 982,608 円 |
| コインの未来(毎月分配型) | 3,965,894 円 |
| コインの未来(年2回分配型) | 991,474 円 |
| 欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース) | 982,609 円 |
| 欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース) | 982,609 円 |
| 欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース) | 982,609 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型 | 9,826 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型 | 98,260 円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型 | 982,609 円 |
| 野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |

| | |
|--------------------------------------|--------------|
| 野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型 | 982,607 円 |
| 野村日本ブランド株投資(円コース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)年2回決算型 | 98,260 円 |
| 野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型 | 98,260 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型 | 98,260 円 |
| 野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース | 982,608 円 |
| 野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース | 98,260 円 |
| 野村新エマージング債券投信(円コース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型 | 982,607 円 |
| 野村新エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村新エマージング債券投信(中国元コース)毎月分配型 | 982,607 円 |
| 野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(円コース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(米ドルコース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)年2回決算型 | 98,260 円 |
| 野村新エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型 | 9,826 円 |
| 野村新エマージング債券投信(中国元コース)年2回決算型 | 982,608 円 |
| 野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型 | 984,834 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型 | 984,834 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型 | 984,834 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型 | 984,834 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型 | 984,834 円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型 | 984,834 円 |
| 野村高金利国際機関債投信(毎月分配型) | 98,427,153 円 |
| 野村アジアCB投信(毎月分配型) | 982,608 円 |
| 野村グローバルCB投信(円コース)毎月分配型 | 984,543 円 |
| 野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)毎月分配型 | 984,543 円 |
| 野村グローバルCB投信(アジア通貨コース)毎月分配型 | 984,543 円 |
| 野村グローバルCB投信(円コース)年2回決算型 | 984,543 円 |
| 野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)年2回決算型 | 984,543 円 |
| 野村グローバルCB投信(アジア通貨コース)年2回決算型 | 984,543 円 |
| ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA向け) | 10,000 円 |
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(円コース)毎月分配型 | 984,252 円 |
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)毎月分配型 | 984,252 円 |
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型 | 984,252 円 |
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(円コース)年2回決算型 | 984,252 円 |
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)年2回決算型 | 984,252 円 |
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型 | 984,252 円 |
| 野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型 | 982,609 円 |
| 野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型 | 982,609 円 |
| 野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型 | 982,609 円 |
| 野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型 | 982,609 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)毎月分配型 | 982,607 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型 | 982,607 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型 | 982,608 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型 | 98,261 円 |
| 野村米国ブランド株投資(円コース)毎月分配型 | 98,261 円 |
| 野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型 | 983,768 円 |
| 野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型 | 983,768 円 |

| | |
|--------------------------------------|--------------|
| 野村米国ブランド株投資(円コース)年2回決算型 | 983,768円 |
| 野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型 | 983,768円 |
| 野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型 | 983,768円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(円コース)毎月分配型 | 983,672円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)毎月分配型 | 983,672円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)毎月分配型 | 983,672円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(円コース)年2回決算型 | 983,672円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)年2回決算型 | 983,672円 |
| ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)年2回決算型 | 983,672円 |
| 野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース | 983,381円 |
| 野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース | 98,261円 |
| 野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース | 983,381円 |
| 野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース | 983,381円 |
| 野村高金利国際機関債投信(年2回決算型) | 1,967円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,609円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 98,262円 |
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,609円 |
| 野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 98,261円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型 | 983,091円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 983,091円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型 | 983,091円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 983,091円 |
| ノムラ・アジア・コレクション(短期アジア現地通貨建て債券 Aコース) | 982,995円 |
| ノムラ・アジア・コレクション(短期アジア現地通貨建て債券 Bコース) | 98,260円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型 | 982,898円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,898円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,898円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型 | 982,898円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 982,898円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)年2回決算型 | 982,898円 |
| 野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型 | 982,801円 |
| 野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型 | 491,401円 |
| 野村グローバルREITプレミアム(円コース)毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村グローバルREITプレミアム(円コース)年2回決算型 | 982,608円 |
| 野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 982,608円 |
| 野村日本高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型 | 982,415円 |
| 野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,415円 |
| 野村日本高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型 | 982,415円 |
| 野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 982,415円 |
| 野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)毎月分配型 | 982,029円 |
| 野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型 | 982,029円 |
| 野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)年2回決算型 | 982,029円 |
| 野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型 | 982,029円 |
| 第1回 野村短期公社債ファンド | 98,261円 |
| 第2回 野村短期公社債ファンド | 98,261円 |
| 第3回 野村短期公社債ファンド | 98,261円 |
| 第4回 野村短期公社債ファンド | 98,261円 |
| 第5回 野村短期公社債ファンド | 98,261円 |
| 第6回 野村短期公社債ファンド | 98,261円 |
| 第7回 野村短期公社債ファンド | 98,261円 |
| 第8回 野村短期公社債ファンド | 98,261円 |
| 第9回 野村短期公社債ファンド | 98,260円 |
| 第10回 野村短期公社債ファンド | 98,260円 |
| 第11回 野村短期公社債ファンド | 98,261円 |
| 第12回 野村短期公社債ファンド | 982,607円 |
| 野村日本株ニュートラル投信(適格機関投資家転売制限付) | 1,967,536円 |
| 野村グローバル債券為替ファンド(適格機関投資家転売制限付) | 592,688,595円 |
| 野村DCテンブルトン・トータル・リターン Aコース | 9,818円 |
| 野村DCテンブルトン・トータル・リターン Bコース | 9,818円 |

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年7月31日現在

| | | |
|----------------|-------------|---|
| 資産総額 | 353,998,303 | 円 |
| 負債総額 | 373,131 | 円 |
| 純資産総額(-) | 353,625,172 | 円 |
| 発行済口数 | 467,576,684 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.7563 | 円 |

<ご参考>

「BLACKROCK INCOME FUND OCTOBER SERIES」

| | | |
|----------------|-------------|---|
| 資産総額 | 882,191,087 | 円 |
| 負債総額 | 545,609,866 | 円 |
| 純資産総額(-) | 336,581,221 | 円 |
| 発行済口数 | 45,436 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 7,408 | 円 |

「野村マネー マザーファンド」

| | | |
|----------------|---------------|---|
| 資産総額 | 5,626,713,079 | 円 |
| 負債総額 | 300,155,353 | 円 |
| 純資産総額(-) | 5,326,557,726 | 円 |
| 発行済口数 | 5,227,084,634 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.0190 | 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成25年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

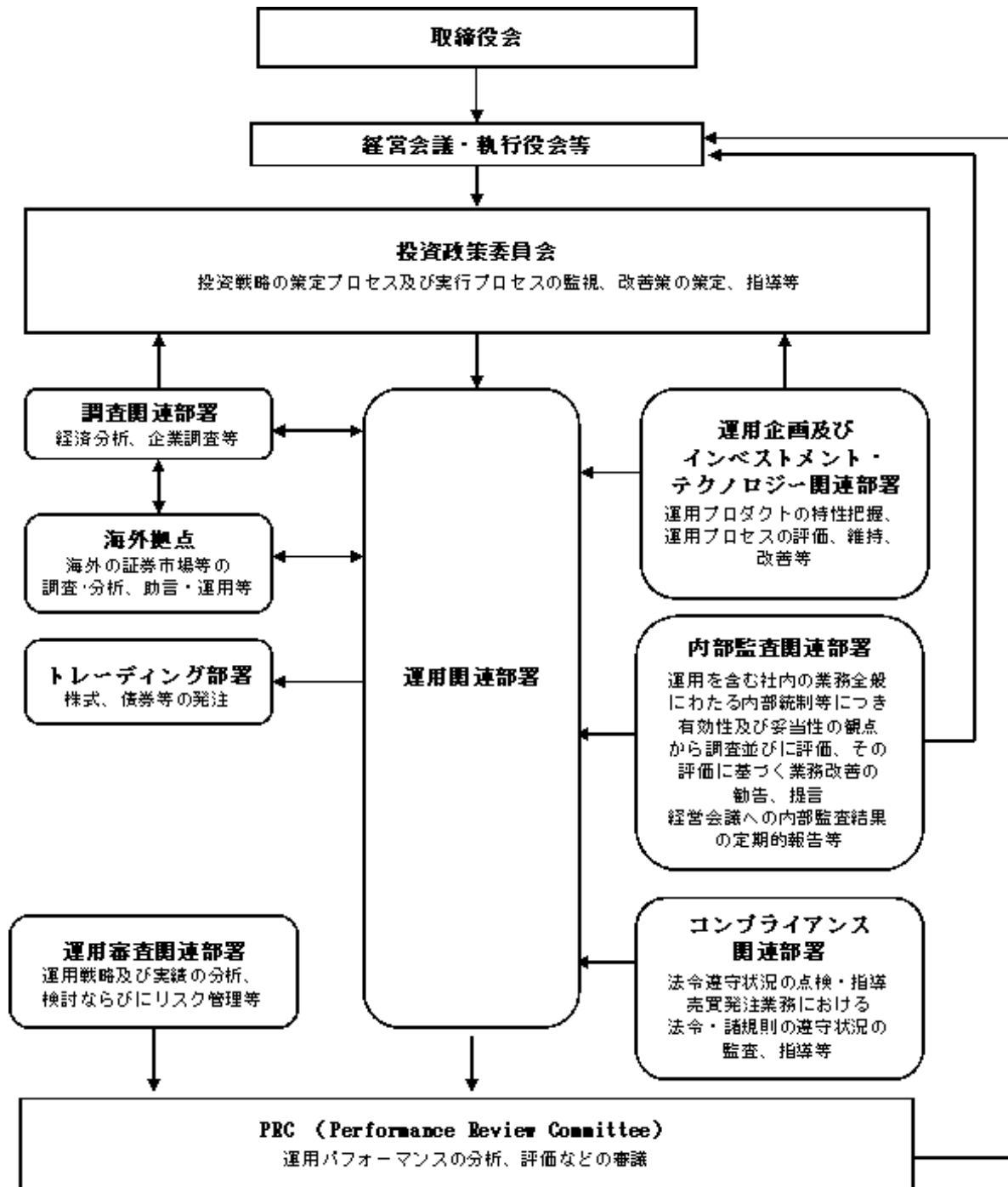
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年6月28日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|------------|-----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 786 | 12,280,845 |
| 単位型株式投資信託 | 41 | 272,799 |
| 追加型公社債投資信託 | 18 | 5,706,394 |
| 単位型公社債投資信託 | 8 | 93,719 |
| 合計 | 853 | 18,353,756 |

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2 . 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 | (平成24年 | 当事業年度 | (平成25年 |
|----------|----------|---------|--------|---------|---------|
| | | 3月31日) | | 3月31日) | |
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | | 240 | | 333 |
| 金銭の信託 | | | 50,326 | | 51,061 |
| 有価証券 | | | 1,800 | | 4,500 |
| 短期貸付金 | | | 153 | | - |
| 前払費用 | | | 37 | | 29 |
| 未収入金 | | | 217 | | 271 |
| 未収委託者報酬 | | | 8,149 | | 8,651 |
| 未収収益 | | | 4,200 | | 4,224 |
| 繰延税金資産 | | | 1,402 | | 1,504 |
| その他 | | | 14 | | 12 |
| 貸倒引当金 | | | 6 | | 6 |
| 流動資産計 | | | 66,535 | | 70,582 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 1,677 | | 1,470 |
| 建物 | 2 | 516 | | 485 | |
| 器具備品 | 2 | 1,161 | | 985 | |
| 無形固定資産 | | | 9,754 | | 8,458 |
| ソフトウェア | | 9,753 | | 8,457 | |
| 電話加入権 | | 1 | | 1 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 21,505 | | 21,443 |
| 投資有価証券 | | 6,691 | | 9,061 | |
| 関係会社株式 | | 14,429 | | 12,092 | |
| 従業員長期貸付金 | | 29 | | 29 | |
| 長期差入保証金 | | 57 | | 55 | |
| 長期前払費用 | | 23 | | 19 | |
| その他 | | 273 | | 184 | |
| 貸倒引当金 | | 0 | | 0 | |
| 固定資産計 | | | 32,937 | | 31,373 |
| 資産合計 | | | 99,472 | | 101,956 |

| | | 前事業年度 (平成24年 3月31日) | 当事業年度 (平成25年 3月31日) |
|-----------------|----------|---------------------------|---------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 短期借入金 | | - | 3,000 |
| 関係会社短期借入金 | | 8,500 | 2,000 |
| 預り金 | | 93 | 102 |
| 未払金 | 1 | 6,276 | 6,481 |
| 未払収益分配金 | | 4 | 3 |
| 未払償還金 | | 50 | 42 |
| 未払手数料 | | 3,610 | 3,764 |
| その他未払金 | | 2,610 | 2,671 |
| 未払費用 | 1 | 6,760 | 6,979 |
| 未払法人税等 | | 856 | 763 |
| 前受収益 | | 6 | - |
| 賞与引当金 | | 2,816 | 3,109 |
| 流動負債計 | | 25,310 | 22,436 |
| 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | | 2,437 | 813 |
| 時効後支払損引当金 | | 489 | 495 |
| 繰延税金負債 | | 7 | 1,640 |
| 固定負債計 | | 2,934 | 2,948 |
| 負債合計 | | 28,244 | 25,385 |
| (純資産の部) | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 17,180 | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 11,729 | 11,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | 11,729 |
| 利益剰余金 | | 39,611 | 43,032 |
| 利益準備金 | | 685 | 685 |
| その他利益剰余金 | | 38,926 | 42,347 |
| 別途積立金 | | 24,606 | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | 14,320 | 17,740 |
| 評価・換算差額等 | | 2,705 | 4,628 |
| その他有価証券評価差額金 | | 2,693 | 4,659 |
| 繰延ヘッジ損益 | | 12 | 30 |
| 純資産合計 | | 71,227 | 76,570 |
| 負債・純資産合計 | | 99,472 | 101,956 |

(2) 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | |
|-----------|----------|---|--------|---|--------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 78,412 | | 74,067 |
| 運用受託報酬 | | | 17,784 | | 17,516 |
| その他営業収益 | | | 129 | | 163 |
| 営業収益計 | | | 96,325 | | 91,747 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 40,671 | | 37,925 |
| 広告宣伝費 | | | 952 | | 768 |
| 公告費 | | | 0 | | 0 |
| 受益証券発行費 | | | 5 | | 5 |
| 調査費 | | | 19,308 | | 16,591 |
| 調査費 | | 1,108 | | 1,138 | |
| 委託調査費 | | 18,200 | | 15,453 | |
| 委託計算費 | | | 931 | | 903 |
| 営業雑経費 | | | 2,523 | | 2,616 |
| 通信費 | | 213 | | 199 | |
| 印刷費 | | 1,085 | | 1,057 | |
| 協会費 | | 76 | | 76 | |
| 諸経費 | | 1,147 | | 1,282 | |
| 営業費用計 | | | 64,393 | | 58,810 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 9,635 | | 10,039 |
| 役員報酬 | 2 | 252 | | 229 | |
| 給料・手当 | | 6,602 | | 6,696 | |
| 賞与 | | 2,780 | | 3,114 | |
| 交際費 | | | 140 | | 122 |
| 旅費交通費 | | | 473 | | 446 |
| 租税公課 | | | 224 | | 289 |
| 不動産賃借料 | | | 1,309 | | 1,242 |
| 退職給付費用 | | | 1,039 | | 1,067 |
| 固定資産減価償却費 | | | 4,354 | | 4,106 |
| 諸経費 | | | 6,204 | | 6,273 |
| 一般管理費計 | | | 23,381 | | 23,589 |
| 営業利益 | | | 8,550 | | 9,347 |

| | | 前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | |
|--------------|----------|---|--------|---|--------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 4,116 | | 3,002 | |
| 収益分配金 | | 9 | | 0 | |
| 受取利息 | | 3 | | 2 | |
| 金銭の信託運用益 | | 377 | | 1,016 | |
| 為替差益 | | 55 | | 43 | |
| その他 | | 360 | | 331 | |
| 営業外収益計 | | | 4,924 | | 4,396 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | 1 | 54 | | 56 | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 38 | | 9 | |
| その他 | | 11 | | 78 | |
| 営業外費用計 | | | 104 | | 145 |
| 経常利益 | | | 13,370 | | 13,598 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 36 | | 59 | |
| 株式報酬受入益 | | 177 | | 160 | |
| 固定資産売却益 | | - | | 10 | |
| 特別利益計 | | | 214 | | 230 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 136 | | 60 | |
| 投資有価証券等評価損 | | 1 | | 9 | |
| 関係会社株式評価損 | | - | | 2,916 | |
| 固定資産除却損 | 3 | 82 | | 118 | |
| 特別損失計 | | | 221 | | 3,105 |
| 税引前当期純利益 | | | 13,363 | | 10,723 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 3,625 | | 3,765 |
| 法人税等調整額 | | | 1,228 | | 446 |
| 当期純利益 | | | 8,509 | | 6,510 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) |
|----------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 17,180 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 17,180 | 17,180 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 11,729 | 11,729 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,729 | 11,729 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 11,729 | 11,729 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,729 | 11,729 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 685 | 685 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 685 | 685 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 24,606 | 24,606 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 24,606 | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 14,077 | 14,320 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 8,267 | 3,090 |
| 当期純利益 | 8,509 | 6,510 |
| 当期変動額合計 | 242 | 3,420 |
| 当期末残高 | 14,320 | 17,740 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 39,369 | 39,611 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 8,267 | 3,090 |
| 当期純利益 | 8,509 | 6,510 |
| 当期変動額合計 | 242 | 3,420 |
| 当期末残高 | 39,611 | 43,032 |

| | | |
|---------------------|--------|--------|
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 68,279 | 68,521 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 8,267 | 3,090 |
| 当期純利益 | 8,509 | 6,510 |
| 当期変動額合計 | 242 | 3,420 |
| 当期末残高 | 68,521 | 71,942 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 2,694 | 2,693 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 0 | 1,965 |
| 当期変動額合計 | 0 | 1,965 |
| 当期末残高 | 2,693 | 4,659 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 当期首残高 | 69 | 12 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 82 | 43 |
| 当期変動額合計 | 82 | 43 |
| 当期末残高 | 12 | 30 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 2,624 | 2,705 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 81 | 1,922 |
| 当期変動額合計 | 81 | 1,922 |
| 当期末残高 | 2,705 | 4,628 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 70,903 | 71,227 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 8,267 | 3,090 |
| 当期純利益 | 8,509 | 6,510 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 81 | 1,922 |
| 当期変動額合計 | 324 | 5,342 |
| 当期末残高 | 71,227 | 76,570 |

[重要な会計方針]

| | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|----|--------|------|-------|-----|-----|------|-------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p> | | | | | | | | |
| 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 | 時価法 | | | | | | | | |
| 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 | | | | | | | | |
| 4. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="766 824 1066 958"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> | 建物 | 38～50年 | 附属設備 | 8～15年 | 構築物 | 20年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物 | 38～50年 | | | | | | | | |
| 附属設備 | 8～15年 | | | | | | | | |
| 構築物 | 20年 | | | | | | | | |
| 器具備品 | 4～15年 | | | | | | | | |
| 5. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> | | | | | | | | |
| 6. リース取引の処理方法 | リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 | | | | | | | | |

| | |
|----------------|---|
| 7. ヘッジ会計 | <p>(1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券</p> <p>(3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> |
| 8. 消費税等の会計処理方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 |
| 9. 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

[会計方針の変更等]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

| 前事業年度末 (平成24年3月31日) | 当事業年度末 (平成25年3月31日) |
|--|--|
| 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 | 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 |
| 未払金 2,320百万円 | 未払金 2,368百万円 |
| 未払費用 1,267 | 未払費用 1,584 |
| 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 | 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 |
| 建物 477百万円 | 建物 518百万円 |
| 器具備品 2,303 | 器具備品 2,524 |
| 合計 2,780 | 合計 3,043 |

損益計算書関係

| 前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) |
|--|--|
| 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,776百万円 支払利息 54 | 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支払利息 44 |
| 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。 | (同左) |
| 3. 固定資産除却損 建物 19百万円 器具備品 9 ソフトウェア 53 合計 82 | 3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソフトウェア 89 合計 118 |

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年 7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円

1株当たり配当額 1,605円12銭

基準日 平成23年 7月19日

効力発生日 平成23年 7月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年 3月31日

効力発生日 平成24年 6月 1日

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年 5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 3,090百万円 |
| 1株当たり配当額 | 600円 |
| 基準日 | 平成24年 3月31日 |
| 効力発生日 | 平成24年 6月 1日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年 5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 3,966百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 770円 |
| 基準日 | 平成25年 3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年 6月21日 |

リース取引関係

| 前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|---------|--------|------------|-----|------------|---|---------|----|------|----|-----|-----|---|--|----|----|--|--------|-------|---------------|---|----------|----|---------|---|------|---|------|-------|-----|----|----|----|---|------|--|---------|-------|------------|---|------------|---|---------|---|------|---|-----|-----|---|--|----|---|--|--------|-------|---------------|---|----------|----|---------|---|------|---|------|------|-----|---|----|---|
| <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">器具備品</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">22</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">22</td> <td></td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> </table> | 器具備品 | | 取得価額相当額 | 184百万円 | 減価償却累計額相当額 | 163 | 減損損失累計額相当額 | - | 期末残高相当額 | 21 | 1年以内 | 22 | 百万円 | 1年超 | - | | 合計 | 22 | | 支払リース料 | 75百万円 | リース資産減損勘定の取崩額 | - | 減価償却費相当額 | 70 | 支払利息相当額 | 1 | 減損損失 | - | 1年以内 | 15百万円 | 1年超 | 24 | 合計 | 40 | <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">器具備品</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td></td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>利息相当額の算定方法 (同左)</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> </table> | 器具備品 | | 取得価額相当額 | - 百万円 | 減価償却累計額相当額 | - | 減損損失累計額相当額 | - | 期末残高相当額 | - | 1年以内 | - | 百万円 | 1年超 | - | | 合計 | - | | 支払リース料 | 22百万円 | リース資産減損勘定の取崩額 | - | 減価償却費相当額 | 21 | 支払利息相当額 | 0 | 減損損失 | - | 1年以内 | 3百万円 | 1年超 | 2 | 合計 | 6 |
| 器具備品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 | 184百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | 163 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失累計額相当額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高相当額 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 22 | 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 75百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リース資産減損勘定の取崩額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 70 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 15百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 | - 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失累計額相当額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高相当額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | - | 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 22百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リース資産減損勘定の取崩額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 3百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

金融商品関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万

円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------|---------|--------|
| (1)現金・預金 | 240 | 240 | - |
| (2)金銭の信託 | 50,326 | 50,326 | - |
| (3)短期貸付金 | 153 | 153 | - |
| (4)未収委託者報酬 | 8,149 | 8,149 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 其他有価証券 | 7,725 | 7,725 | - |
| (6)関係会社株式 | 3,064 | 89,073 | 86,009 |
| 資産計 | 69,658 | 155,667 | 86,009 |
| (7)短期借入金 | - | - | - |
| (8)関係会社短期借入金 | 8,500 | 8,500 | - |
| (9)未払金 | 6,276 | 6,276 | - |
| 未払収益分配金 | 4 | 4 | - |
| 未払償還金 | 50 | 50 | - |
| 未払手数料 | 3,610 | 3,610 | - |
| 其他未払金 | 2,610 | 2,610 | - |
| (10)未払費用 | 6,760 | 6,760 | - |
| (11)未払法人税等 | 856 | 856 | - |
| 負債計 | 22,393 | 22,393 | - |
| (12)デリバティブ取引（*） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | - | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 10 | 10 | - |
| デリバティブ取引計 | 10 | 10 | - |

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短

期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 238 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 50,326 | - | - | - |
| 短期貸付金 | 153 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 8,149 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | 1,800 | 1 | - | - |
| 合計 | 60,668 | 1 | - | - |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万

円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------|---------|---------|
| (1)現金・預金 | 333 | 333 | - |
| (2)金銭の信託 | 51,061 | 51,061 | - |
| (3)短期貸付金 | - | - | - |
| (4)未収委託者報酬 | 8,651 | 8,651 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 其他有価証券 | 12,678 | 12,678 | - |
| (6)関係会社株式 | 3,064 | 104,822 | 101,758 |
| 資産計 | 75,789 | 177,548 | 101,758 |
| (7)短期借入金 | 3,000 | 3,000 | - |
| (8)関係会社短期借入金 | 2,000 | 2,000 | - |
| (9)未払金 | 6,481 | 6,481 | - |
| 未払収益分配金 | 3 | 3 | - |
| 未払償還金 | 42 | 42 | - |
| 未払手数料 | 3,764 | 3,764 | - |
| 其他未払金 | 2,671 | 2,671 | - |
| (10)未払費用 | 6,979 | 6,979 | - |
| (11)未払法人税等 | 763 | 763 | - |
| 負債計 | 19,224 | 19,224 | - |
| (12)デリバティブ取引(*) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | - | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 3 | 3 | - |
| デリバティブ取引計 | 3 | 3 | - |

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 333 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 51,061 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 8,651 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | 4,500 | - | - | - |
| 合計 | 64,547 | - | - | - |

有価証券関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 89,073 | 86,009 |
| 合計 | 3,064 | 89,073 | 86,009 |

4．その他有価証券(平成24年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 4,624 | 282 | 4,341 |
| 小計 | 4,624 | 282 | 4,341 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託(1) | 1,300 | 1,431 | 130 |
| 譲渡性預金 | 1,800 | 1,800 | - |
| 小計 | 3,100 | 3,231 | 130 |
| 合計 | 7,725 | 3,514 | 4,210 |

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 40 | 1 | 26 |
| 投資信託 | 1,343 | - | 110 |
| 合計 | 1,384 | 1 | 136 |

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 104,822 | 101,758 |
| 合計 | 3,064 | 104,822 | 101,758 |

4. その他有価証券(平成25年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 7,534 | 282 | 7,251 |
| 小計 | 7,534 | 282 | 7,251 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託(1) | 644 | 645 | 0 |
| 譲渡性預金 | 4,500 | 4,500 | - |
| 小計 | 5,144 | 5,145 | 0 |
| 合計 | 12,678 | 5,427 | 7,250 |

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 21 | 6 | - |
| 投資信託 | 708 | - | 60 |
| 合計 | 730 | 6 | 60 |

デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 当該時価の算定方法 |
|------------|--------------|---------|-------|------------|---------|--------------|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引 | 投資信託 | 1,308 | - | 10 | 先物為替相場によっている |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引 | 短期貸付金 | 153 | - | (*1) - | - |
| 合 計 | | | 1,462 | - | (*1) 10 | - |

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 当該時価の算定方法 |
|----------|--------------|---------|------|------------|----|--------------|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引 | 投資信託 | 647 | - | 3 | 先物為替相場によっている |
| 合 計 | | | 647 | - | 3 | - |

退職給付関係

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成24年 3月31日)

| | |
|------------------------|-----------|
| イ. 退職給付債務 | 13,948百万円 |
| ロ. 年金資産 | 9,508 |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ) | 4,440 |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額 | |
| ホ. 未認識数理計算上の差異 | 2,575 |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額) | 572 |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ) | 2,437 |
| チ. 前払年金費用 | |
| リ. 退職給付引当金(ト-チ) | 2,437 |

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

| | |
|------------------------|--------|
| イ. 勤務費用 | 543百万円 |
| ロ. 利息費用 | 272 |
| ハ. 期待運用収益 | 186 |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 | |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 | 280 |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額 | 40 |
| ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ) | 869 |
| チ. その他(注) | 170 |
| 計 | 1,039 |

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|-------------------|---|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 1.8% |
| ハ. 期待運用収益率 | 2.5% |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。) |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | (1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。 |

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成25年 3月31日)

| | |
|------------------------------|-----------|
| イ. 退職給付債務 | 15,209百万円 |
| ロ. 年金資産 | 12,456 |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ) | 2,752 |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額 | |
| ホ. 未認識数理計算上の差異 | 2,471 |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額) | 532 |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ) | 813 |
| チ. 前払年金費用 | |
| リ. 退職給付引当金(ト - チ) | 813 |

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

| | |
|----------------------------------|--------|
| イ. 勤務費用 | 608百万円 |
| ロ. 利息費用 | 251 |
| ハ. 期待運用収益 | 237 |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 | |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 | 304 |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額 | 40 |
| ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ) | 885 |
| チ. その他(注) | 170 |
| 計 | 1,055 |

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|-------------------|---|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 1.5% |
| ハ. 期待運用収益率 | 2.5% |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。) |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | (1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。 |

税効果会計関係

| 前事業年度末 (平成24年3月31日) | 当事業年度末 (平成25年3月31日) |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 賞与引当金 | 賞与引当金 |
| 関係会社株式評価減 | 関係会社株式評価減 |
| 所有株式税務簿価通算差異 | 所有株式税務簿価通算差異 |
| 投資有価証券評価減 | 投資有価証券評価減 |
| ゴルフ会員権評価減 | ゴルフ会員権評価減 |
| 退職給付引当金 | 退職給付引当金 |
| 減価償却超過額 | 減価償却超過額 |
| 未払事業税 | 未払事業税 |
| 時効後支払損引当金 | 時効後支払損引当金 |
| 子会社株式売却損 | 子会社株式売却損 |
| 未払社会保険料 | 未払社会保険料 |
| 繰延ヘッジ損失 | 繰延ヘッジ損失 |
| その他 | その他 |
| 繰延税金資産小計 | 繰延税金資産小計 |
| 評価性引当金 | 評価性引当金 |
| 繰延税金資産計 | 繰延税金資産計 |
| 繰延税金負債 | 繰延税金負債 |
| 有価証券評価差額金 | 有価証券評価差額金 |
| 繰延ヘッジ利益 | 繰延ヘッジ利益 |
| 繰延税金負債計 | 繰延税金負債計 |
| 繰延税金資産(純額) | 繰延税金負債(純額) |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 | 法定実効税率 |
| (調整) | (調整) |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 |
| 住民税等均等割 | 住民税等均等割 |
| タックスヘイブン税制 | タックスヘイブン税制 |
| 外国税額控除 | 外国税額控除 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 |
| 関係会社株式評価減 | 関係会社株式評価減 |
| その他 | その他 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 |

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（指定期間）内に開始する事業年度（3年間）は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。

この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-----------|-----------------------|----------------------|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有) 直接 100.0% | 資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 90,500 | 関係会社 短期 借入金 | 8,500 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 90,000 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 54 | 未払費用 | 2 |
| | | | | | | | 金銭信託の移管(*2) | 9,258 | - | - |
| | | | | | | | 株式交換(*3) | 8,267 | - | - |

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|---------|-----------------|-----------|---------------------|------------|-----------------------|-----------|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 (百万円) | 情報サービス業 | (所有) 直接 21.6% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*4) | 5,887 | 未払費用 | 478 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|----------------------------|--------|-----------------|-----------|----------------|---|------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 親会社の 子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*5) | 33,134 | 未払 手数料 | 2,987 |
| 親会社の 子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400 (百万円) | 投資顧問業 | | 当社投資信託の運用委託 役員の兼任 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*6) | 2,126 | 未払費用 | 787 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(* 2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。

(* 3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得

いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。

(* 4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(* 5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(* 6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

| | (百万円) |
|------------|---------|
| (株)野村総合研究所 | |
| 流動資産合計 | 166,580 |
| 固定資産合計 | 229,654 |
| 流動負債合計 | 72,440 |
| 固定負債合計 | 74,932 |
| 純資産合計 | 248,861 |
| 売上高 | 320,289 |
| 税引前当期純利益 | 62,962 |
| 当期純利益 | 41,340 |

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-----------|-----------------------|----------------------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有) 直接 100.0% | 資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 59,500 | 短期借入金 | 2,000 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 66,000 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 44 | 未払費用 | 0 |

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|---------|-----------------|-----------|---------------------|------------|-----------------------|-----------|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 (百万円) | 情報サービス業 | (所有) 直接 21.6% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2) | 4,433 | 未払費用 | 706 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|----------------------------|---------|-----------------|-----------|----------------|--|------------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3) | 30,983 | 未払手数料 | 3,105 |
| 親会社の子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400 (百万円) | 投資顧問業 | | 当社投資信託の運用委託役員の兼任 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4) | 1,941 | 未払費用 | 827 |
| 親会社の子会社 | 野村信託銀行株式会社 | 東京都千代田区 | 30,000 (百万円) | 信託銀行業 | | 資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 3,000 | 短期借入金 | 3,000 |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 12 | 未払費用 | - |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

| | (百万円) |
|------------|---------|
| (株)野村総合研究所 | |
| 流動資産合計 | 173,316 |
| 固定資産合計 | 239,585 |
| 流動負債合計 | 119,842 |
| 固定負債合計 | 20,742 |
| 純資産合計 | 272,316 |
| 売上高 | 337,340 |
| 税引前当期純利益 | 34,113 |
| 当期純利益 | 21,544 |

1株当たり情報

| 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | |
|---|------------|---|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,828円81銭 | 1株当たり純資産額 | 14,866円12銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,652円20銭 | 1株当たり当期純利益 | 1,264円08銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 8,509百万円 | 損益計算書上の当期純利益 | 6,510百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 8,509百万円 | 普通株式に係る当期純利益 | 6,510百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | |
| 該当事項はありません。 | | 該当事項はありません。 | |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 |

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|------------|-----------------------|--|
| 野村信託銀行株式会社 | 30,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

*平成25年6月末現在

(2)販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|----------|-----------------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

*平成25年6月末現在

(3)投資顧問会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|------------------|-----------------------|------------------------------|
| ブラックロック・ジャパン株式会社 | 2,435百万円 | 「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。 |

*平成25年6月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行いません。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

一般コースのみを取り扱う販売会社は、収益分配金の再投資に関する事務を行いません。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行いません。

3【資本関係】

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 満雄 |
|--------------------|-------|-------|

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 亀井 純子 |
|--------------------|-------|-------|

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 森重 俊寛 |
|--------------------|-------|-------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年12月21日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田満雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている第10回 野村短期公社債ファンドの平成23年10月20日から平成24年10月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第10回 野村短期公社債ファンドの平成24年10月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年6月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている第10回 野村短期公社債ファンドの平成24年10月20日から平成25年4月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、第10回 野村短期公社債ファンドの平成25年4月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年10月20日から平成25年4月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)